



文部科学省

検討を進めるための参考資料集

令和3年12月24日

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参考資料2

目次

1. 通信制高等学校の現状

2. 「通学コース」、サテライト施設及び所轄庁の状況

3. 通信制高校の制度変遷と近年の議論

4. 第三者評価の現状

目次

1. 通信制高等学校の現状

2. 「通学コース」、サテライト施設及び所轄庁の状況

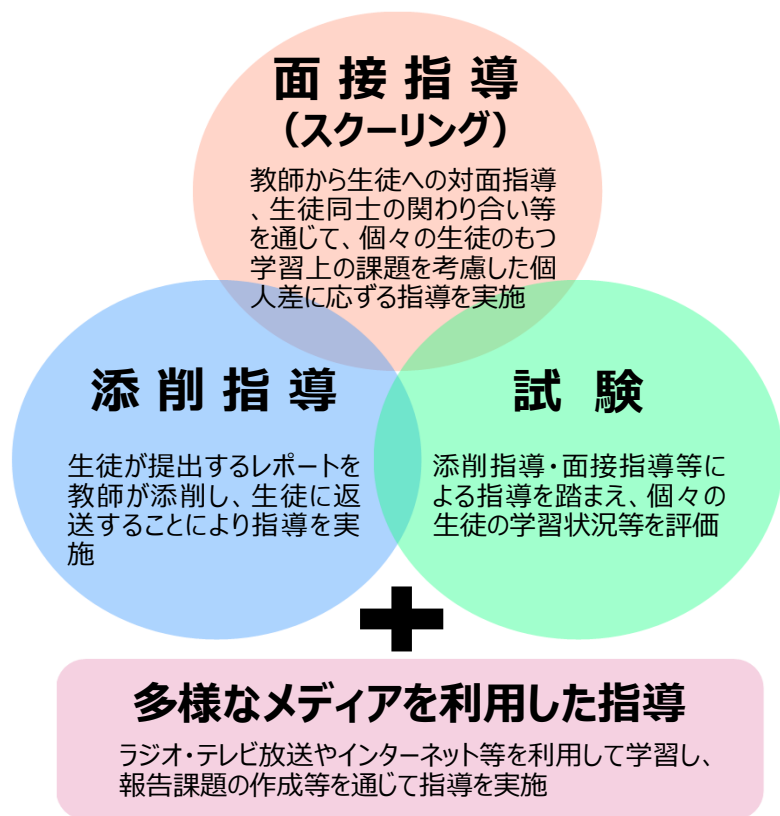
3. 通信制高校の制度変遷と近年の議論

4. 第三者評価の現状

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法



教育課程の特例（※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

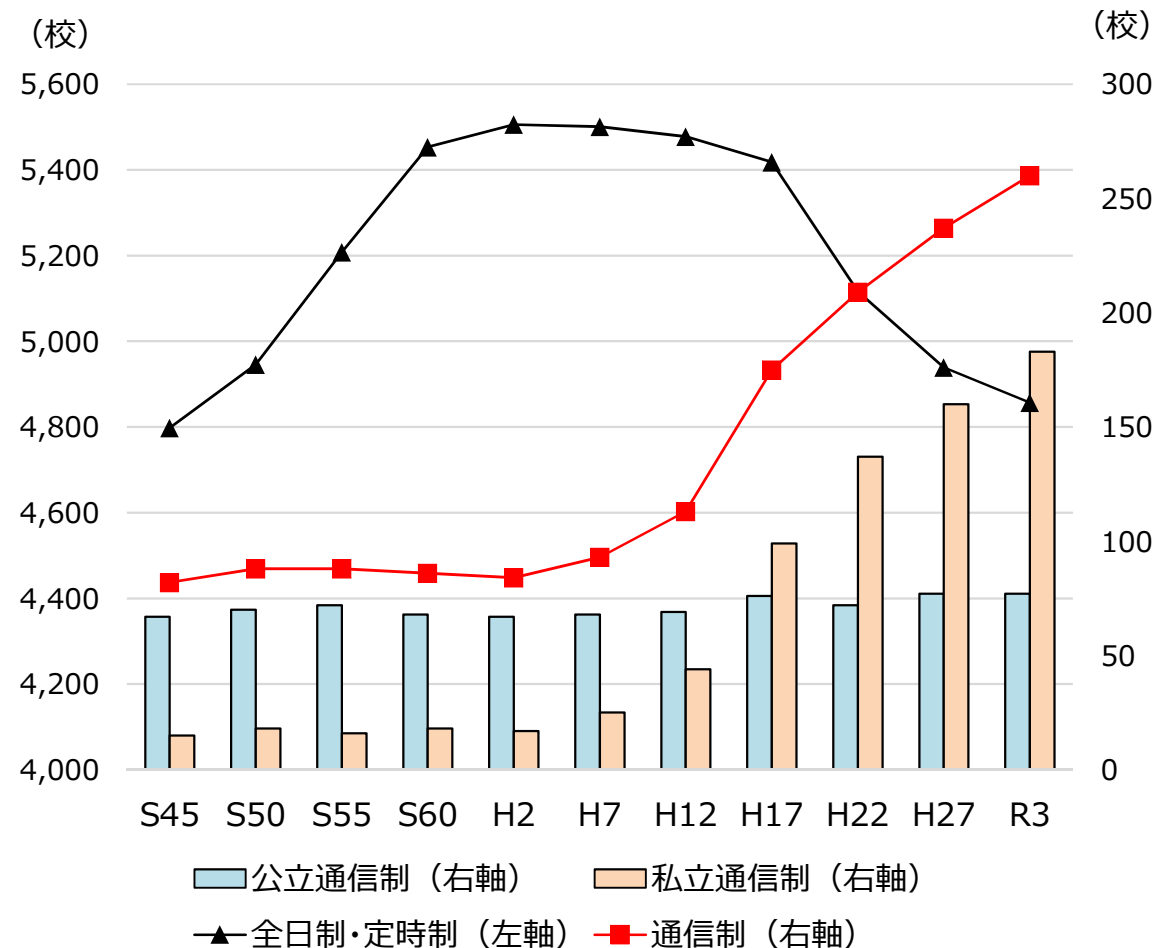
(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

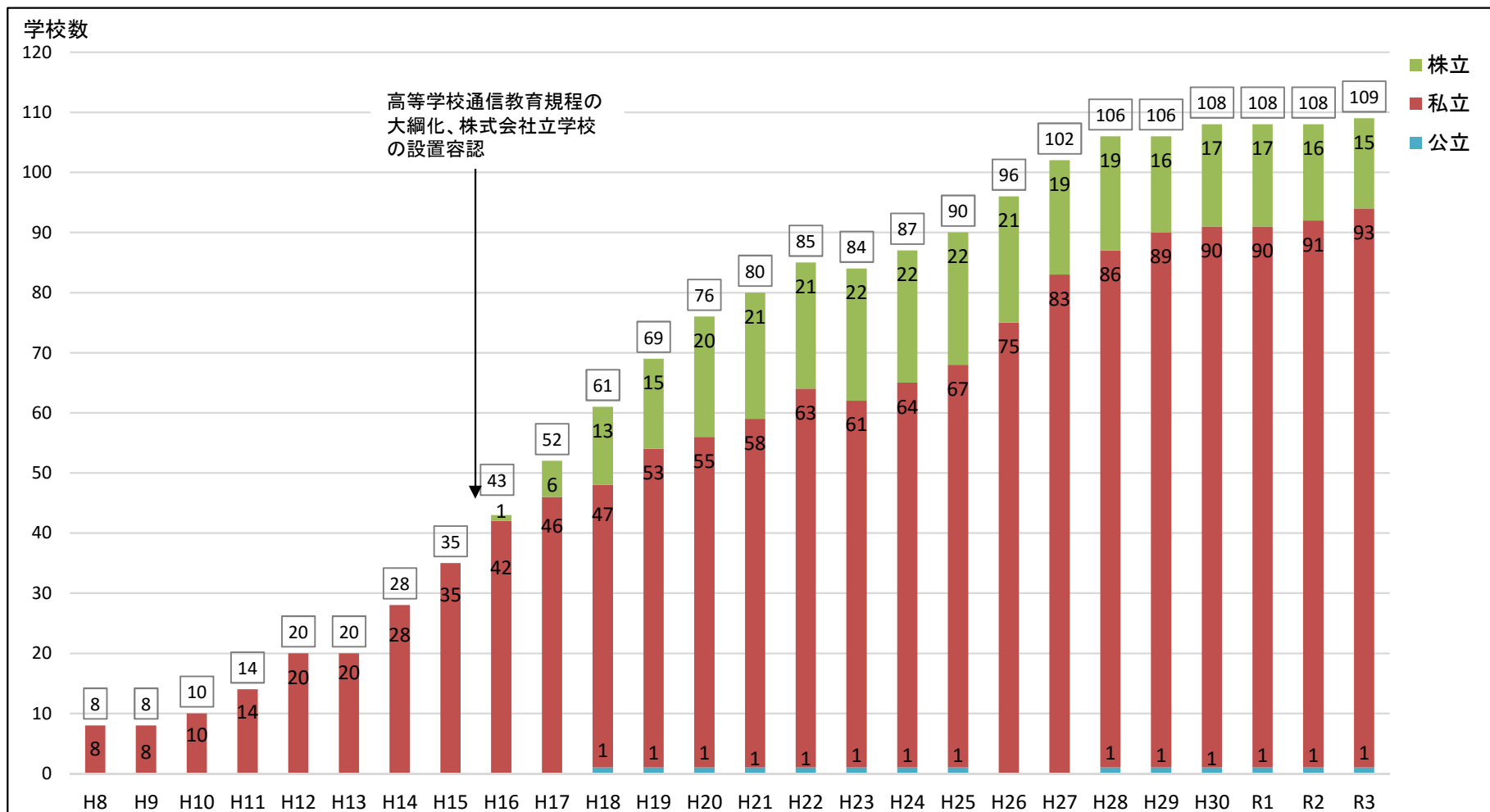
	全日 定時	通信			計
		公立	私立	(校)	
S45	4,798	67	15	82	
S50	4,946	70	18	88	
S55	5,208	72	16	88	
S60	5,453	68	18	86	
H2	5,506	67	17	84	
H7	5,501	68	25	93	
H12	5,478	69	44	113	
H17	5,418	76	99	175	
H22	5,116	72	137	209	
H27	4,939	77	160	237	
R3	4,857	77	183	260	



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

広域通信制高校の学校数の推移

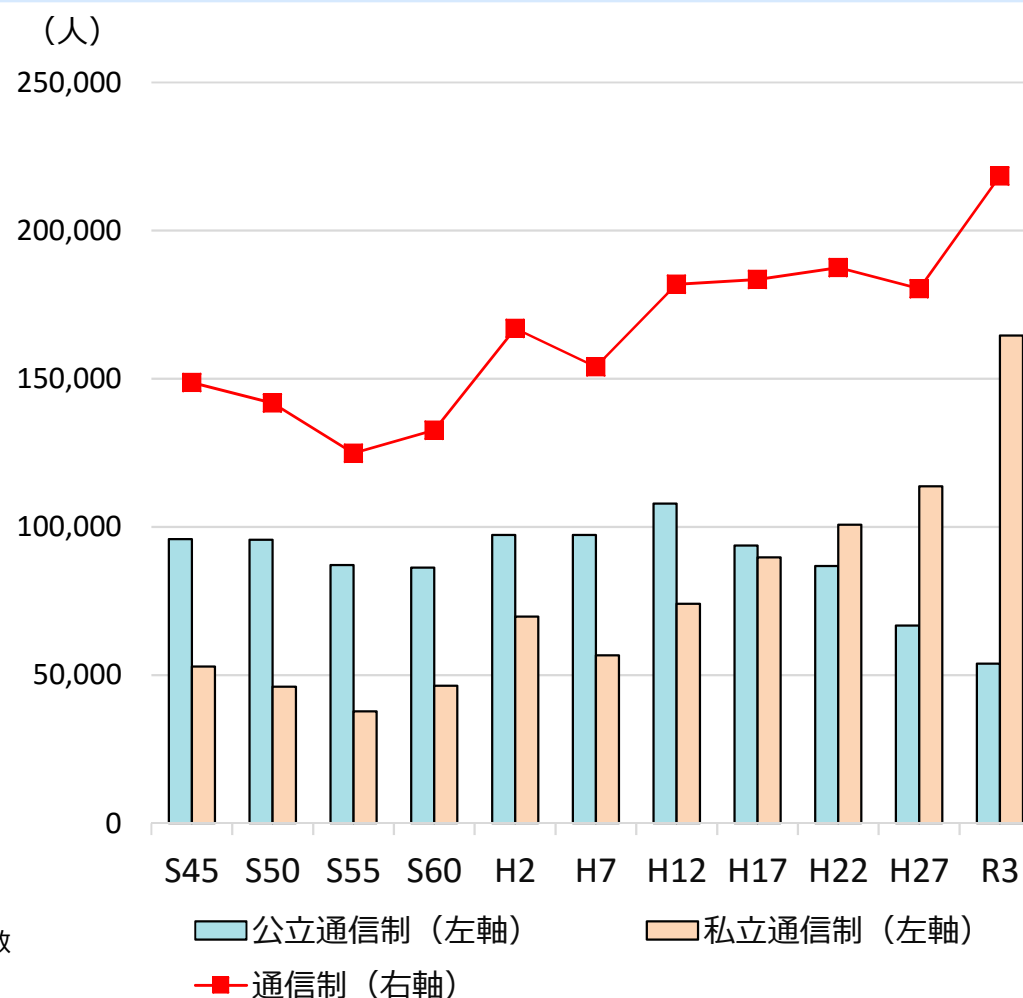
- 広域通信制高校の学校数については、**平成10年以降、急激に増加**。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で32校増加している。
- 令和2年度においては、広域通信制高校のうち、収容定員が1万人以上の学校が6校、5千人以上1万人未満の学校が8校、1千人以上5千人未満の学校が44校、1千人未満の学校が51校となっている。



高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。（平成2年からの20年間で、私立の生徒数は2倍以上に増加する一方で、公立の生徒は半減）

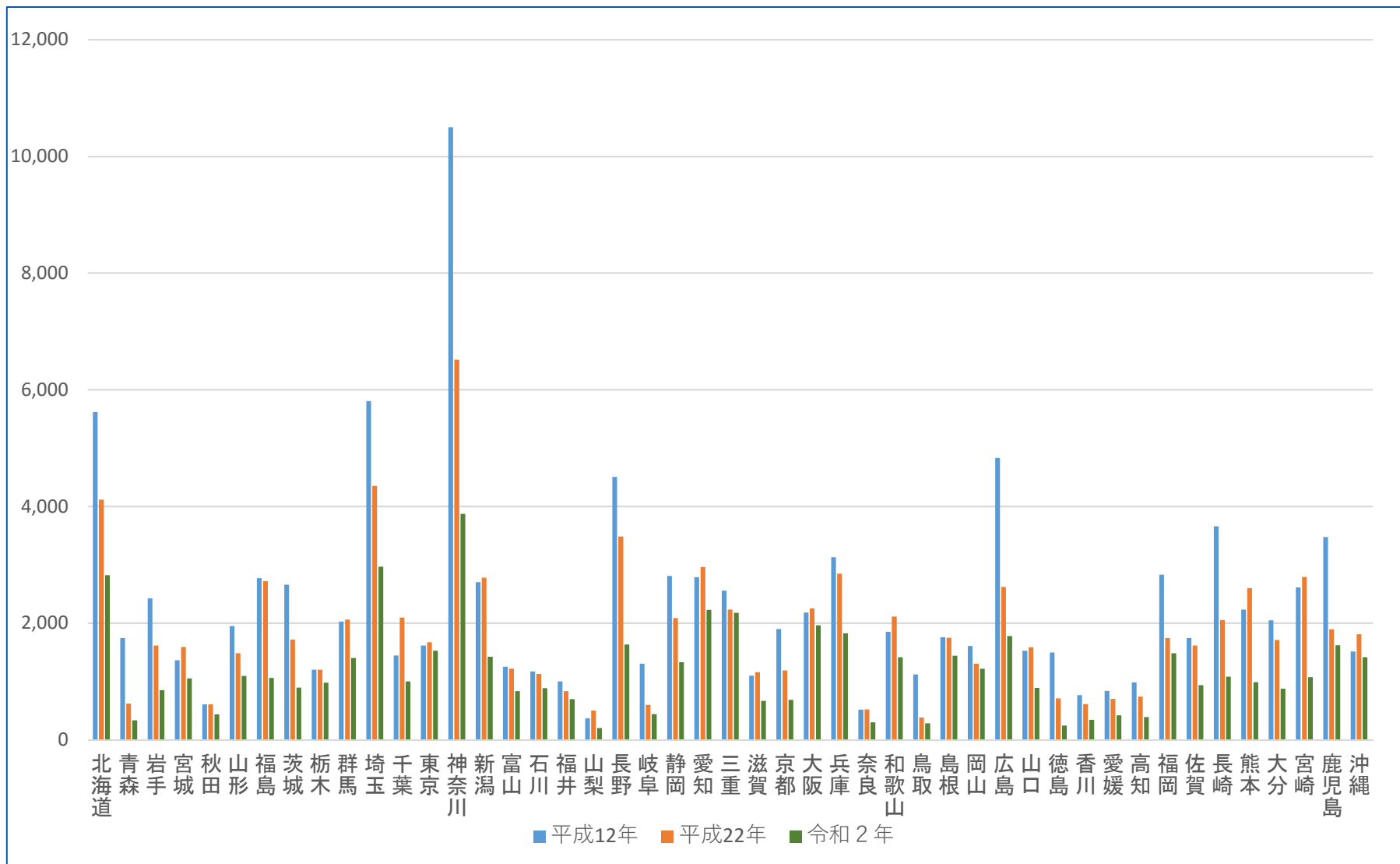
	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R3	3,008,182	53,880	164,548	218,428



(※1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
 (※2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

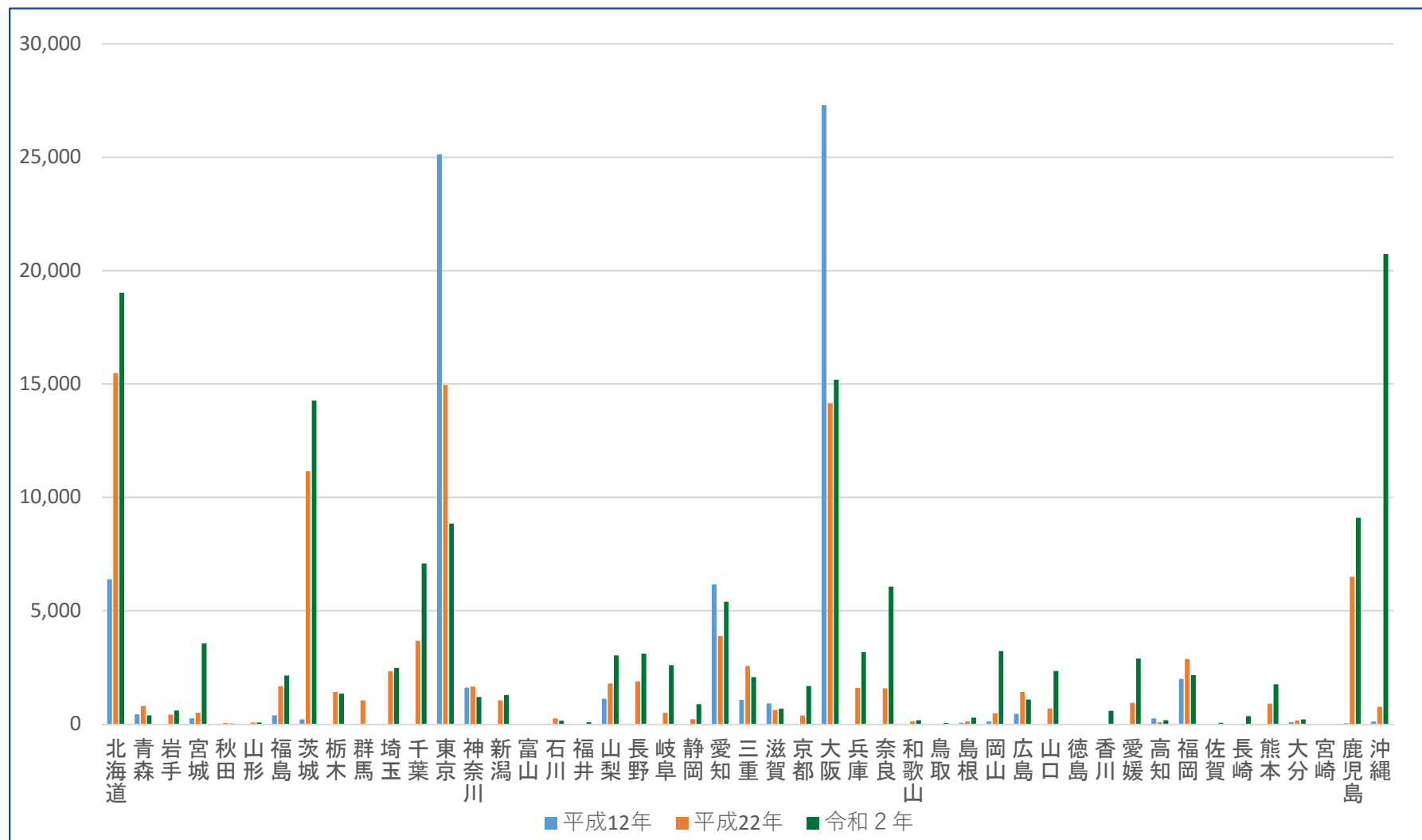
都道府県別通信制高校の生徒数の推移（公立）

○ 公立通信制高校に通学する生徒数は、この20年間で5割近くが減少。生徒数の減少は、ほぼ全ての都道府県において、公立通信制高校の生徒数の減少傾向が見られる。



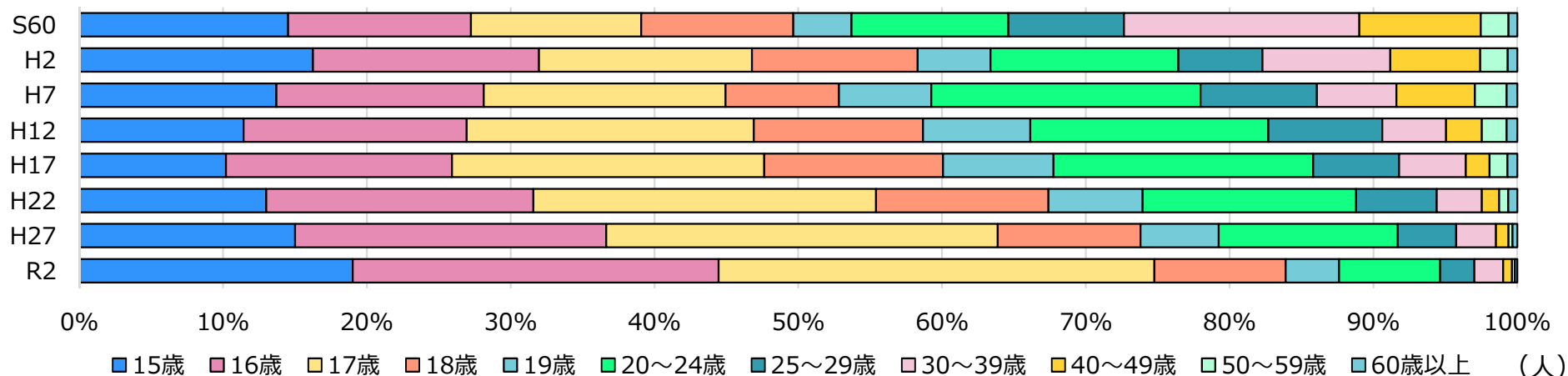
都道府県別通信制高校の生徒数の推移（私立（学校法人立・株式会社立））

○ 私立（学校法人立・株式会社立）通信制高校に通学する生徒数は、この20年間で倍増。都道府県ごとに状況は異なっており、東京都や大阪府が所轄する学校の生徒数が減少する一方で、特に、北海道、茨城県、鹿児島県、沖縄県などが所轄する学校の生徒数が大幅に増加している傾向が見られる。



通信制課程の年齢別生徒数（全体推移）

- 通信制課程の年齢別生徒数について、令和2年5月1日現在では、15歳が39,360人（19.0%）、16歳が52,647人（25.4%）、17歳が62,737人（30.3%）、18歳が18,876人（9.1%）、19歳が7,674人（3.7%）、20歳～24歳が14,569人（7.0%）、25歳以上が11,085人（5.4%）。
- 通信制課程の生徒層は、全体として若年化している傾向にある。

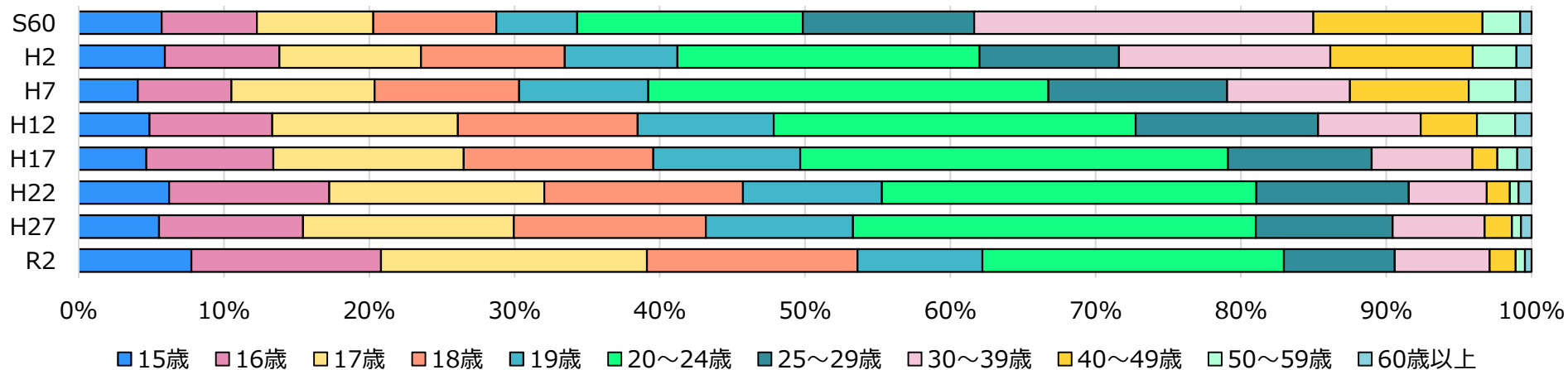


	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
S60	19,282	16,839	15,725	14,020	5,377	14,466	10,662	21,700	11,197	2,564	812
H2	27,147	26,237	24,737	19,233	8,480	21,795	9,764	14,846	10,434	3,221	1,092
H7	21,117	22,202	25,894	12,144	9,894	28,830	12,453	8,525	8,399	3,386	1,139
H12	20,788	28,229	36,303	21,400	13,567	30,112	14,398	8,095	4,497	3,134	1,354
H17	18,714	28,852	39,870	22,819	14,092	33,143	10,962	8,510	3,030	2,292	1,234
H22	24,401	34,839	44,664	22,506	12,272	27,860	10,485	5,895	2,268	1,185	1,163
H27	27,088	39,022	49,106	17,927	9,816	22,443	7,335	4,995	1,573	492	596
R2	39,360	52,647	62,737	18,876	7,674	14,569	4,906	4,172	1,256	428	323

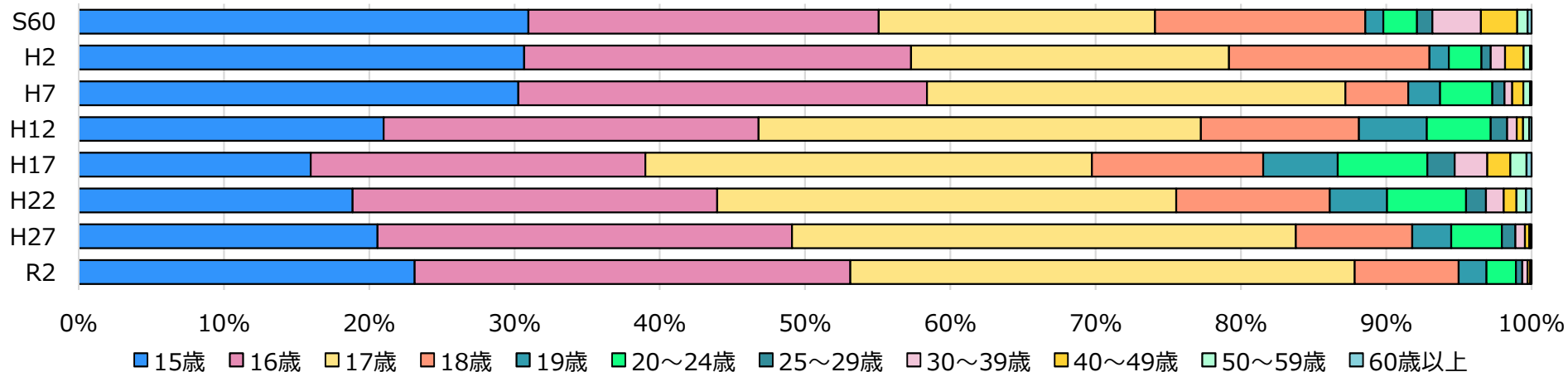
通信制課程の年齢別生徒数（公私別推移）

- 公立通信制では、生徒層の若年化が見られるが、若年層のみならず多様な年齢層の生徒が学んでいる状況にある。
- 私立通信制では、従前から若年層の生徒が多く学んでいる状況にある。

（公立通信制）



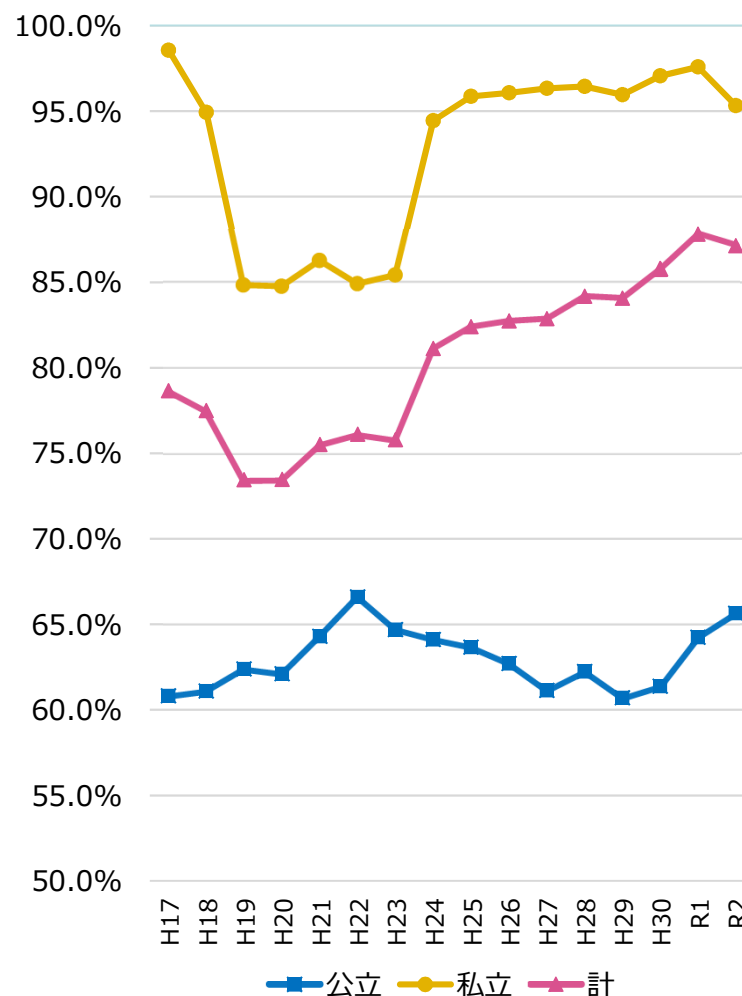
（私立通信制）



通信制課程の履修者数（公私別推移）

- 通信制課程の履修者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和2年5月1日現在では、公立通信制が65.6%、私立通信制が95.3%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%
H22	61,850	66.6%	85,573	84.9%	147,423	76.1%
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%
H24	54,853	64.1%	103,072	94.5%	157,925	81.1%
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%
R2	37,978	65.6%	144,450	95.3%	182,428	87.1%



(※1) 履修者数とは、その年度の5月1日時点における、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数を示す。科目履修生は除く。

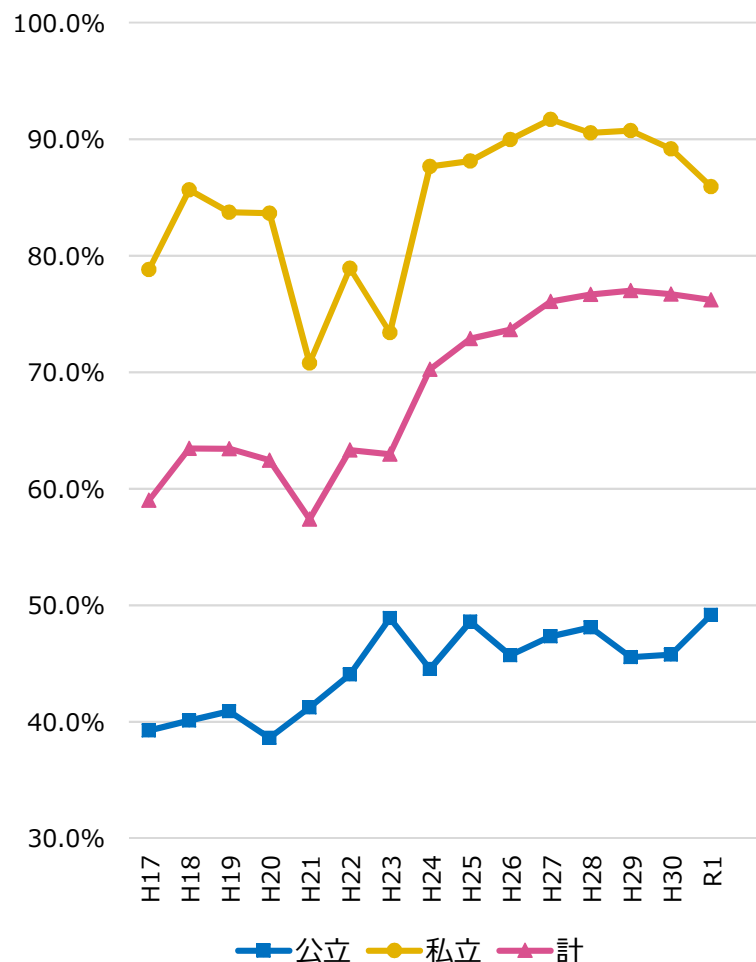
(※2) 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の単位修得者数（公私別推移）

- 通信制課程の単位修得者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が49.2%、私立通信制が85.9%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%
H20	35,232	38.6%	85,844	83.6%	121,076	62.4%
H21	36,605	41.2%	75,656	70.8%	112,261	57.4%
H22	39,305	44.1%	86,868	78.9%	126,173	63.3%
H23	41,579	48.9%	83,977	73.4%	125,556	62.9%
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%
H25	36,466	48.6%	105,436	88.1%	141,902	72.9%
H26	32,481	45.7%	109,321	90.0%	141,802	73.6%
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%
R1	27,384	49.2%	133,267	85.9%	160,651	76.2%

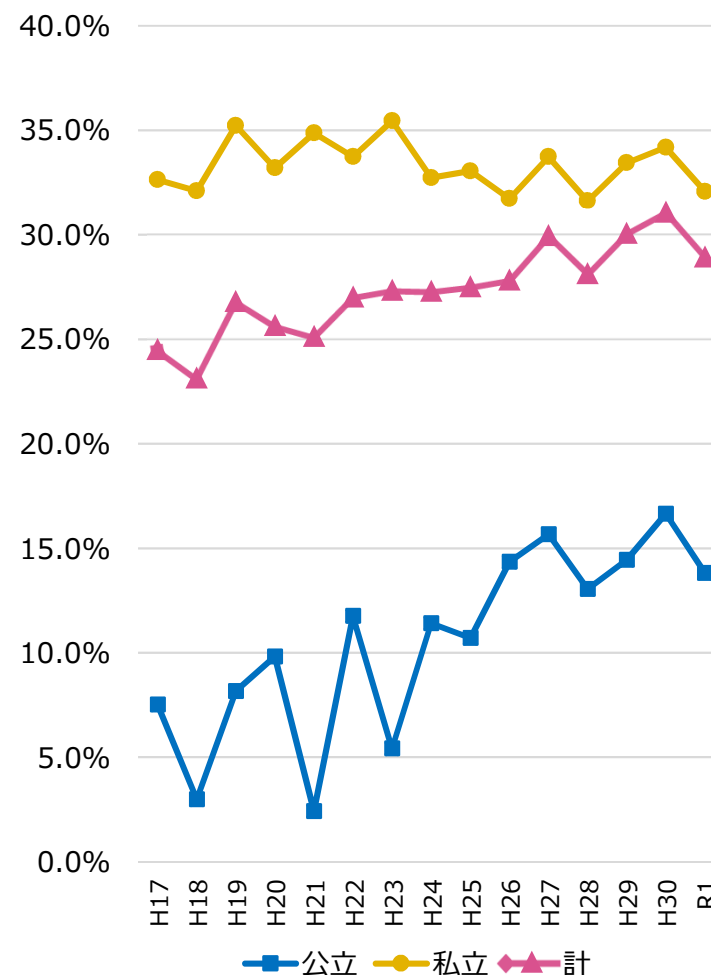


(※ 1) 単位修得者数は、その年度の4月1日から3月31日までに自校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者の数を示す。なお、他からの併修者でも単位を修得した者はその数に含む。
 (※ 2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。

通信制課程の年度途中入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度途中入学者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が13.8%、私立通信制が32.1%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	1444	7.5%	12951	32.6%	14395	24.4%
H18	527	3.0%	12657	32.1%	13184	23.1%
H19	1510	8.2%	14309	35.2%	15819	26.8%
H20	1914	9.8%	13439	33.2%	15353	25.6%
H21	433	2.4%	14460	34.9%	14893	25.1%
H22	2318	11.8%	14934	33.7%	17252	27.0%
H23	926	5.4%	16242	35.5%	17168	27.3%
H24	1902	11.4%	15752	32.7%	17654	27.2%
H25	1700	10.7%	15757	33.0%	17457	27.5%
H26	2081	14.4%	15652	31.7%	17733	27.8%
H27	2172	15.7%	17453	33.7%	19625	29.9%
H28	1634	13.0%	16877	31.6%	18511	28.1%
H29	1841	14.4%	19378	33.4%	21219	30.0%
H30	2207	16.7%	20658	34.2%	22865	31.0%
R1	1946	13.8%	21393	32.1%	23339	28.9%



(※1) 年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

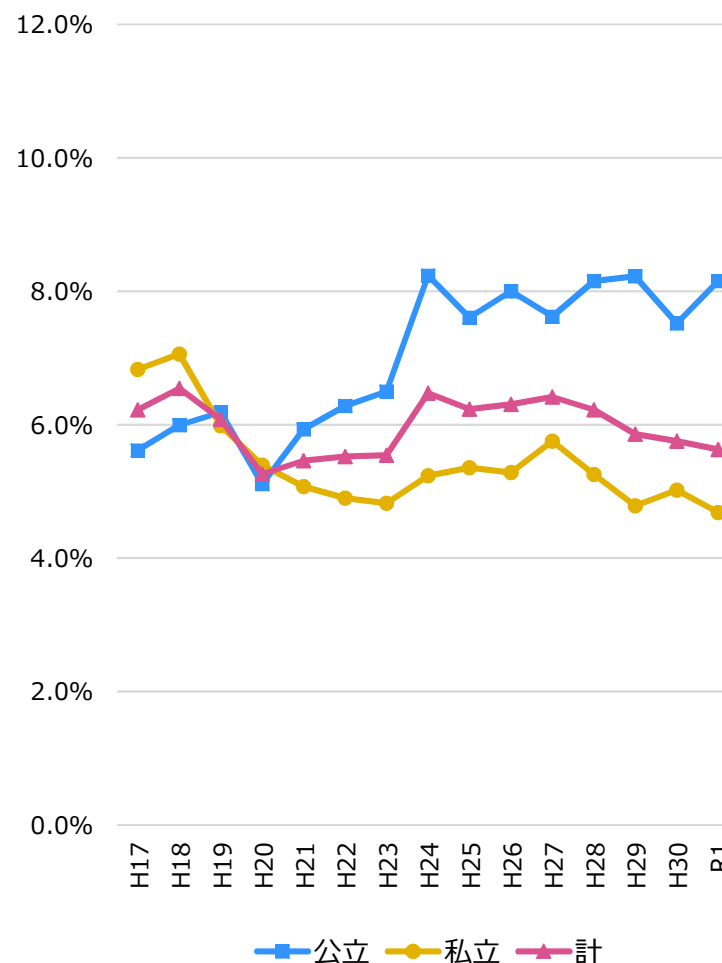
(※2) 表中の「割合」は、年度間入学者数のうち年度途中入学者数が占める割合をいう。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の年度間退学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度間退学者数は、全体として概ね横ばいとなっている。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち年度間退学者が占める割合は、近年、公立通信制の方が私立通信制よりもやや高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が8.2%、私立通信制が4.7%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	5,715	5.6%	7,017	6.8%	12,732	6.2%
H18	5,852	6.0%	7,340	7.1%	13,192	6.5%
H19	5,984	6.2%	6,409	6.0%	12,393	6.1%
H20	4,914	5.1%	5,848	5.4%	10,762	5.3%
H21	5,595	5.9%	5,709	5.1%	11,304	5.5%
H22	5,981	6.3%	5,670	4.9%	11,651	5.5%
H23	5,908	6.5%	5,799	4.8%	11,707	5.5%
H24	7,205	8.2%	6,538	5.2%	13,743	6.5%
H25	6,179	7.6%	6,768	5.4%	12,947	6.2%
H26	6,178	8.0%	6,776	5.3%	12,954	6.3%
H27	5,546	7.6%	7,546	5.8%	13,092	6.4%
H28	5,531	8.2%	7,102	5.3%	12,633	6.2%
H29	5,300	8.2%	6,805	4.8%	12,105	5.9%
H30	4,669	7.5%	7,526	5.0%	12,195	5.8%
R1	4,946	8.2%	7,623	4.7%	12,569	5.6%



(※1) 年度間退学者数とは、その年度の4月1日から3月31日までに退学した者の数を示す。

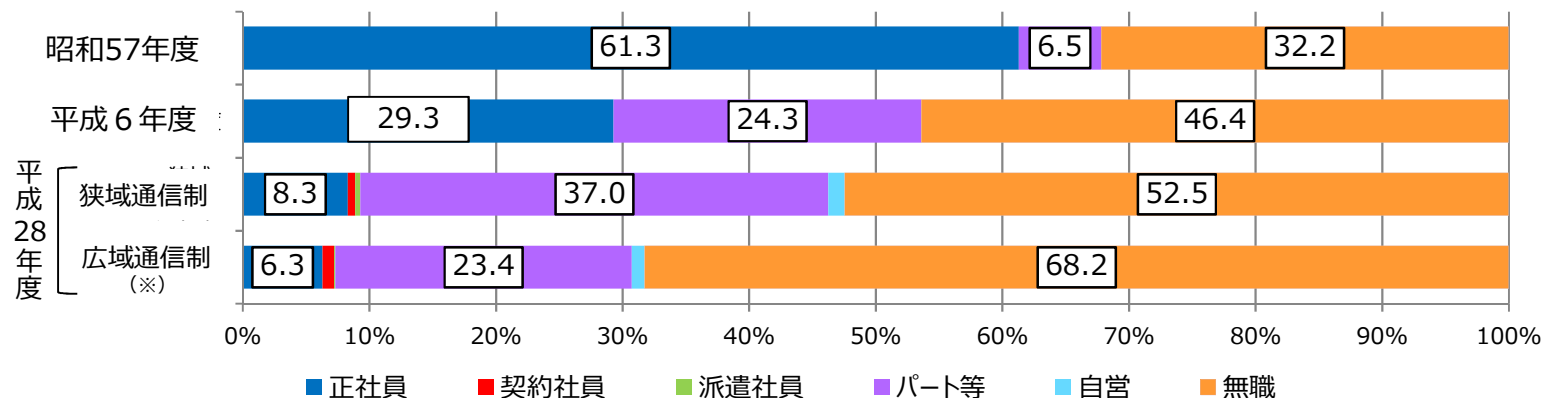
なお、転学者・転籍者はその数に含む。

(※2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えた数のうち、年度間退学者数が占める割合を示す。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



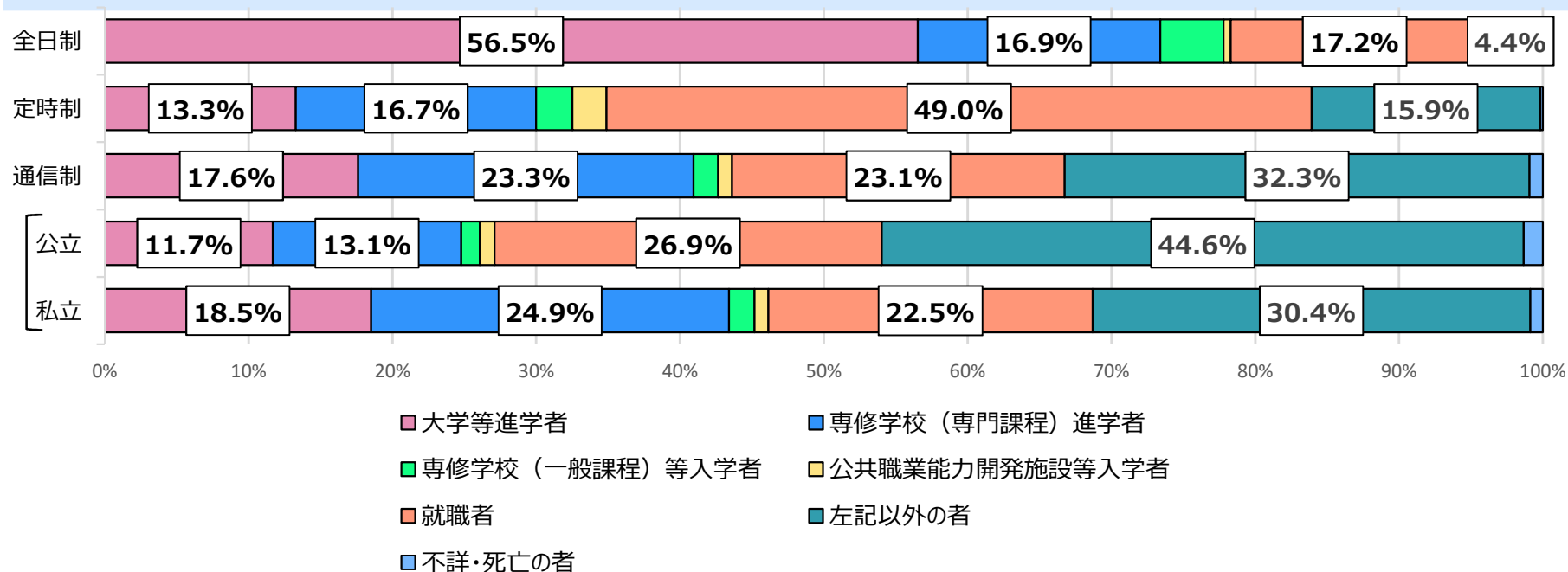
通信制高校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

通信制課程の卒業後の状況（令和元年度間）

○ 通信制課程の卒業後の状況について、令和2年5月1日現在、令和元年度間に卒業した者のうち、大学等進学者が17.6%、専修学校（専門課程）進学者が23.3%、就職者が23.1%。



- (※1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※5) 就職者とは、上記の※1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。
- (※7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

通信制課程の教員数（令和2年5月1日現在）

		校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	計	1校あたりの教員数	教員1人あたり生徒数	
公立	本務者	8	15	74	15	2	1,293	1	14	4	0	107	1,533	19.7	36.1	
	兼務者	校内	-	0	0	0	0	110	0	7	10	0	246	373	32.8	-
		協力校	-	0	30	16	0	1,192	0	13	4	0	417	1,672		
		その他	0	0	1	0	0	37	0	14	14	0	444	510		
	小計	8	15	105	31	2	2,632	1	48	32	0	1,214	4,088	52.4	13.6	
私立	本務者	94	75	193	119	35	2,665	8	83	0	0	519	3,791	21.2	40.0	
	兼務者	校内	-	7	12	10	2	446	2	45	1	0	943	1,468	40.2	-
		協力校	-	5	7	0	0	256	0	4	0	0	294	566		
		その他	15	6	7	0	1	186	2	23	1	0	4,921	5,162		
	小計	109	93	219	129	38	3,323	12	155	2	0	6,677	10,987	61.3	13.8	
計	本務者	102	90	267	134	37	3,958	9	97	4	0	626	5,324	20.7	38.9	
	兼務者	校内	-	7	12	10	2	556	2	52	11	0	1,189	1,841	37.9	-
		協力校	-	5	37	16	0	1,448	0	17	4	0	711	2,238		
		その他	15	6	8	0	1	223	2	37	15	0	5,365	5,672		
	総計	117	108	324	160	40	6,185	13	203	34	0	7,891	15,075	58.7	13.7	

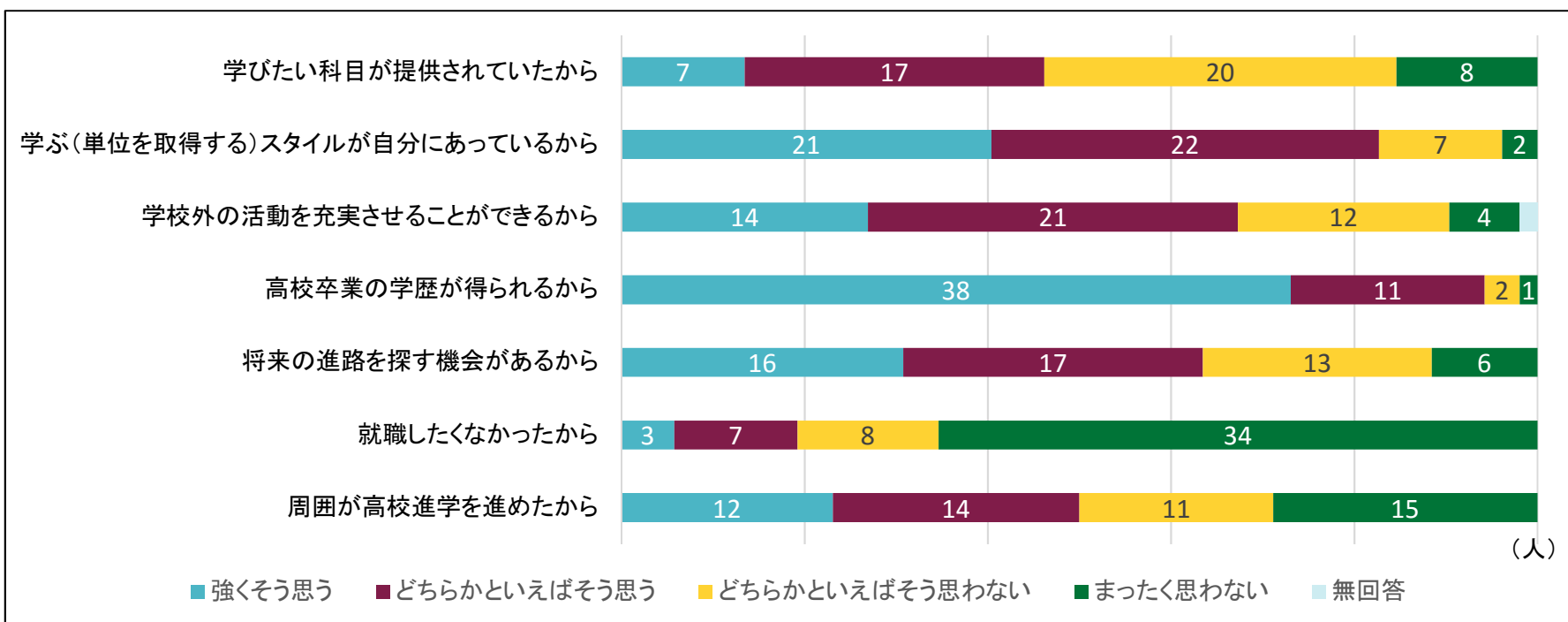
（出典）文部科学省「学校基本調査」

通信制高校の在校生に対する調査結果（平成22年度）

○ 平成22年度文部科学省委託事業において実施した「通信制高等学校の第三者評価制度構築に関する調査研究」(国立大学法人山梨大学 大学教育研究開発センター)において、通信制高校在校生に対するアンケート調査を実施

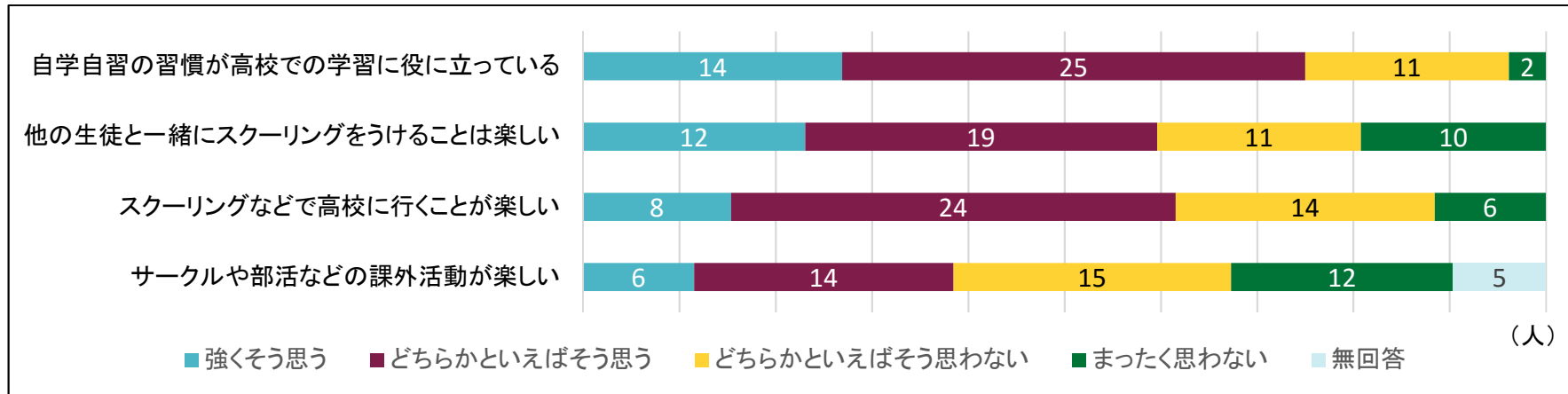
- ・ 通信制高校を対象としたアンケートを行い、197校への郵送送付に対して98校から回答。このうち、回答内に担当者のメールアドレスが記載されていた59校に対して、在校生にアンケート調査に協力してもらうよう依頼
- ・ 52名の通信制高等学校在籍者から回答(ただし、この52名は中部地区の公立2校に限られたものと推測)
- ・ 男女別内訳は、男子22名、女子29名、無回答1名
- ・ 在籍年数は、1年目が14名、2年目が12名、3年目が12名、4年目以上が12名、無回答2名

現在在籍している高校への進学動機やその理由

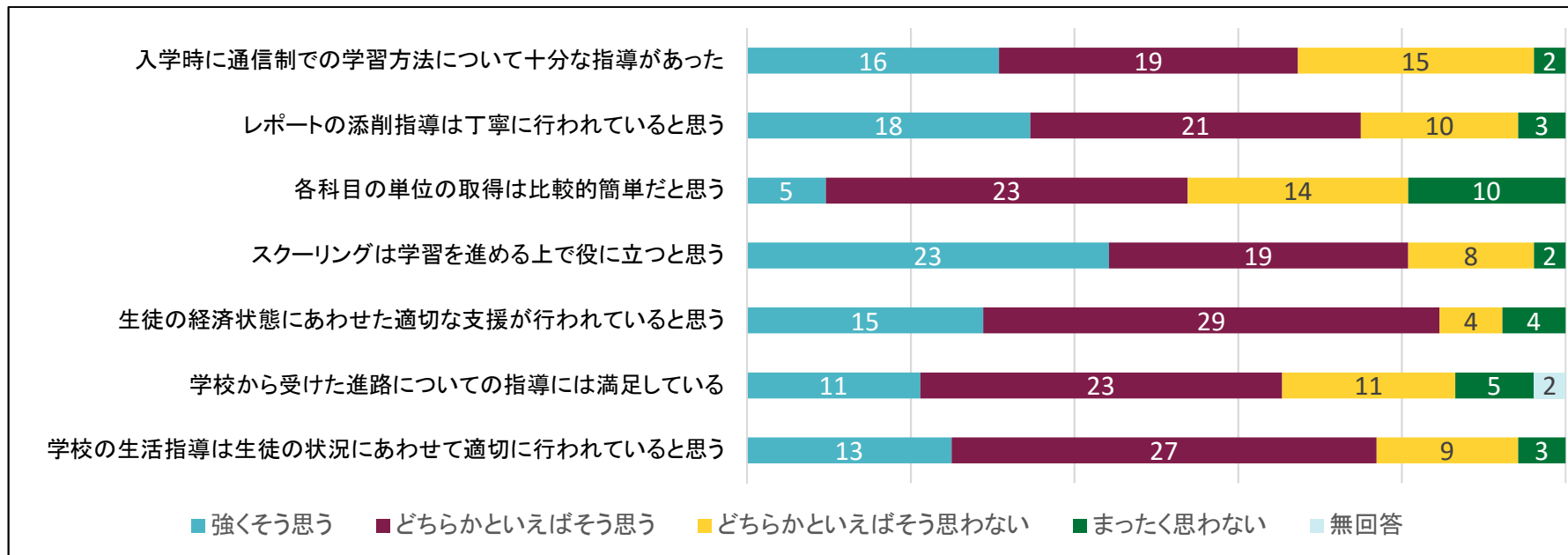


通信制高校の在校生に対する調査結果（平成22年度）

高校生活について



学校側からの指導・指導について



目次

1. 通信制高等学校の現状

2. 「通学コース」、サテライト施設及び所轄庁の状況

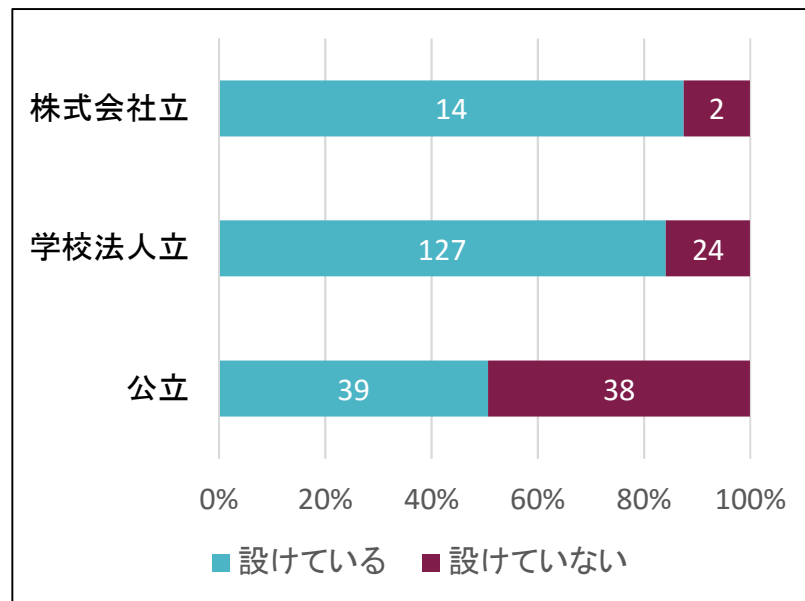
3. 通信制高校の制度変遷と近年の議論

4. 第三者評価の現状

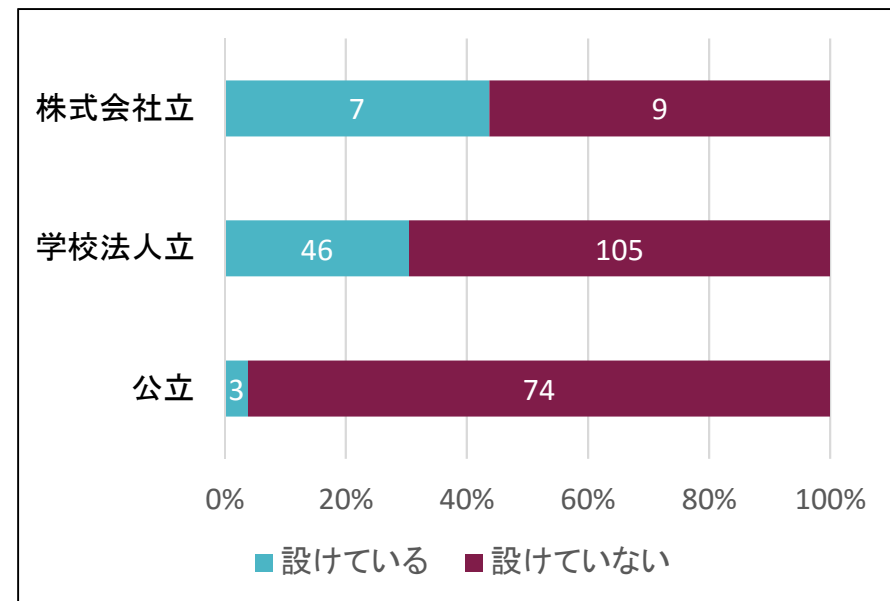
「通学コース」の設置状況

- 通信制高等学校における正規の教育課程は、①添削指導、②面接指導（スクーリング）、③試験で構成されており、このほかに④多様なメディアを利用した指導を実施した場合は、面接指導の一部の免除が認められている。
- 一方、通信制高校では、日常的に学校等に通学して学ぶ生徒も増えており、いわゆる「通学コース」を設ける学校が多く存在。生徒は日常的に学校等に通学し、学習活動の支援や生活面での支援等を受けている。
- 通信制高等学校のいわゆる「通学コース」（週1日以上通学して学習するコース）については、大きく、①「自校通学コース」（主として当該高等学校の校舎又は設置者が設置する施設において、高等学校の教職員が中心に指導を行うもの）と、②「提携通学コース」（提携する教育施設（いわゆるサポート校）が運営する通学コースであって、当該高等学校のホームページやパンフレット等において生徒が利用可能な通学コースとして紹介され、当該高等学校との連携の下に提供されるもの）に分類。

①自校通学コースの設置状況(平成29年度時点)



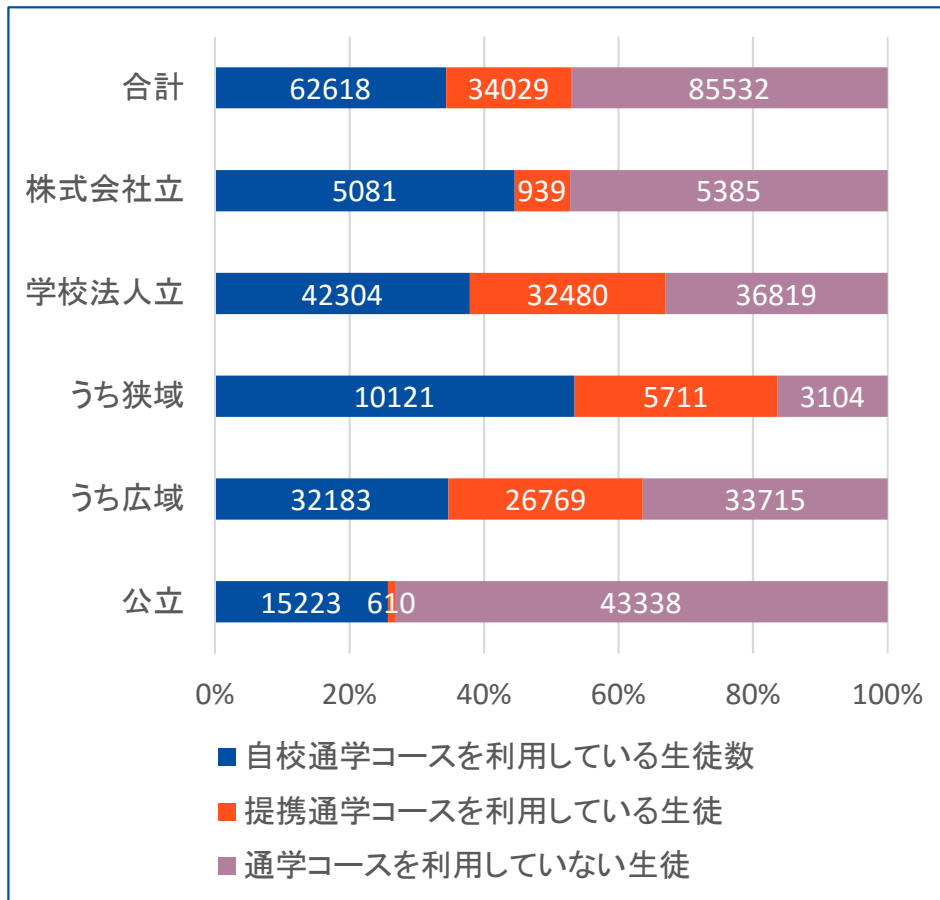
②提携通学コースの設置状況(平成29年度時点)



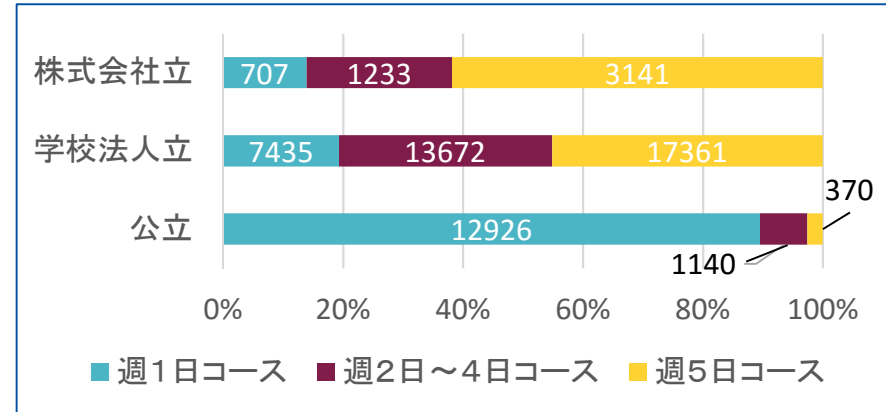
「通学コース」を利用している生徒の状況

- 通信制高校の生徒のうち、**半数以上の生徒が何らかの通学型コースを利用**している状況（**公立は4分の1程度の生徒の利用にとどまっているのに対し、学校法人立は7割近い生徒、株式会社立は半数強の生徒が利用**）
- 学校法人立・株式会社立の学校における提携通学コースの場合、約7割の生徒が週5日の登校コースを利用

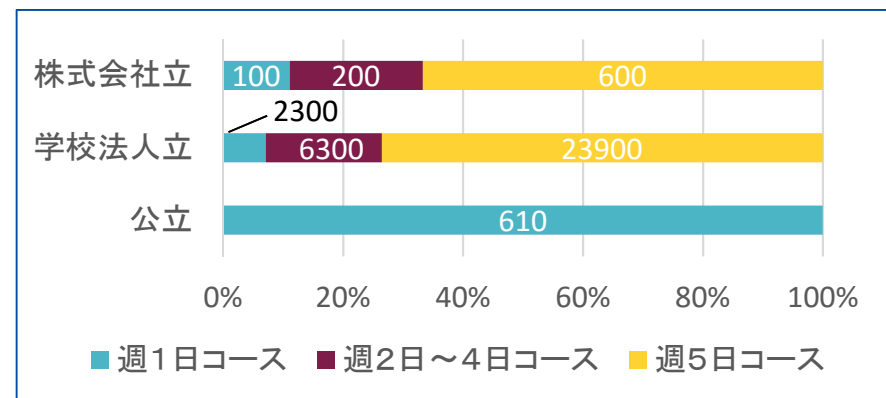
①通学コースを利用している生徒の状況(平成29年度時点)



②通学コース(自校通学)の利用日数(平成29年度時点)



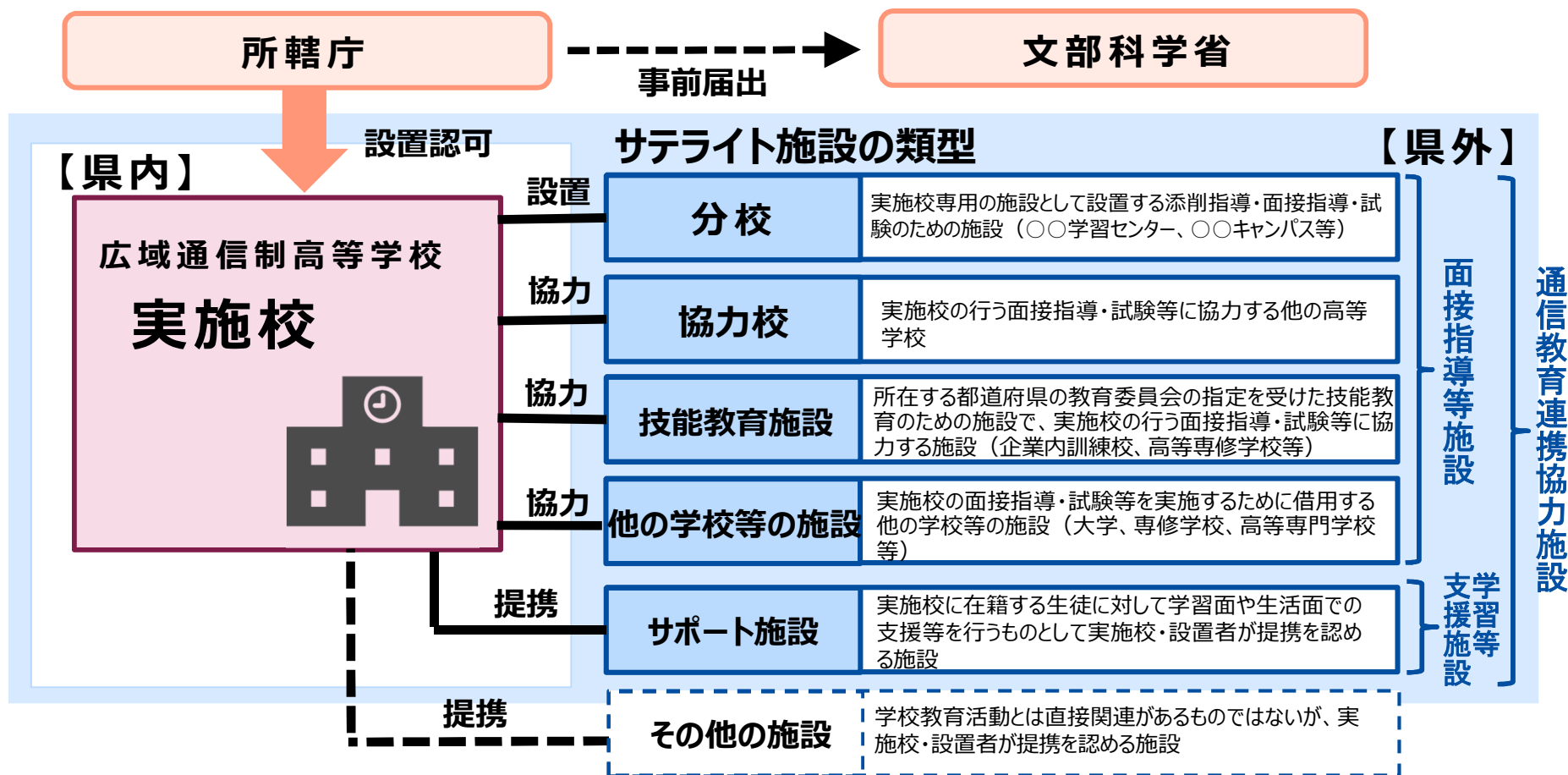
③通学コース(提携コース)の利用日数(平成29年度時点)



(出典)高等学校通信教育に関する調査結果(平成29年7月 文部科学省初等中等教育局)
 ※本調査の生徒数については、推計値による回答も可能として調査を実施

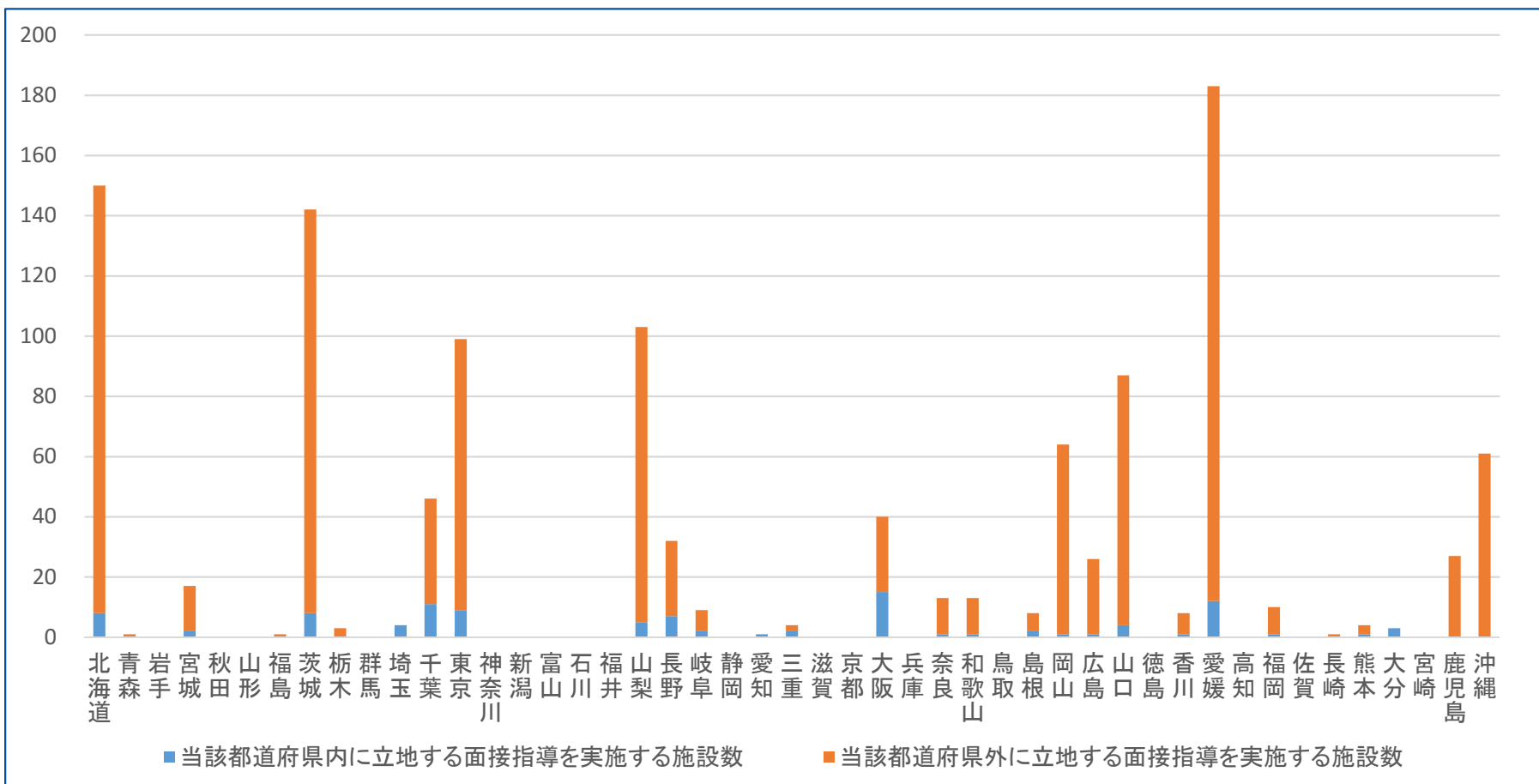
広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在している**。



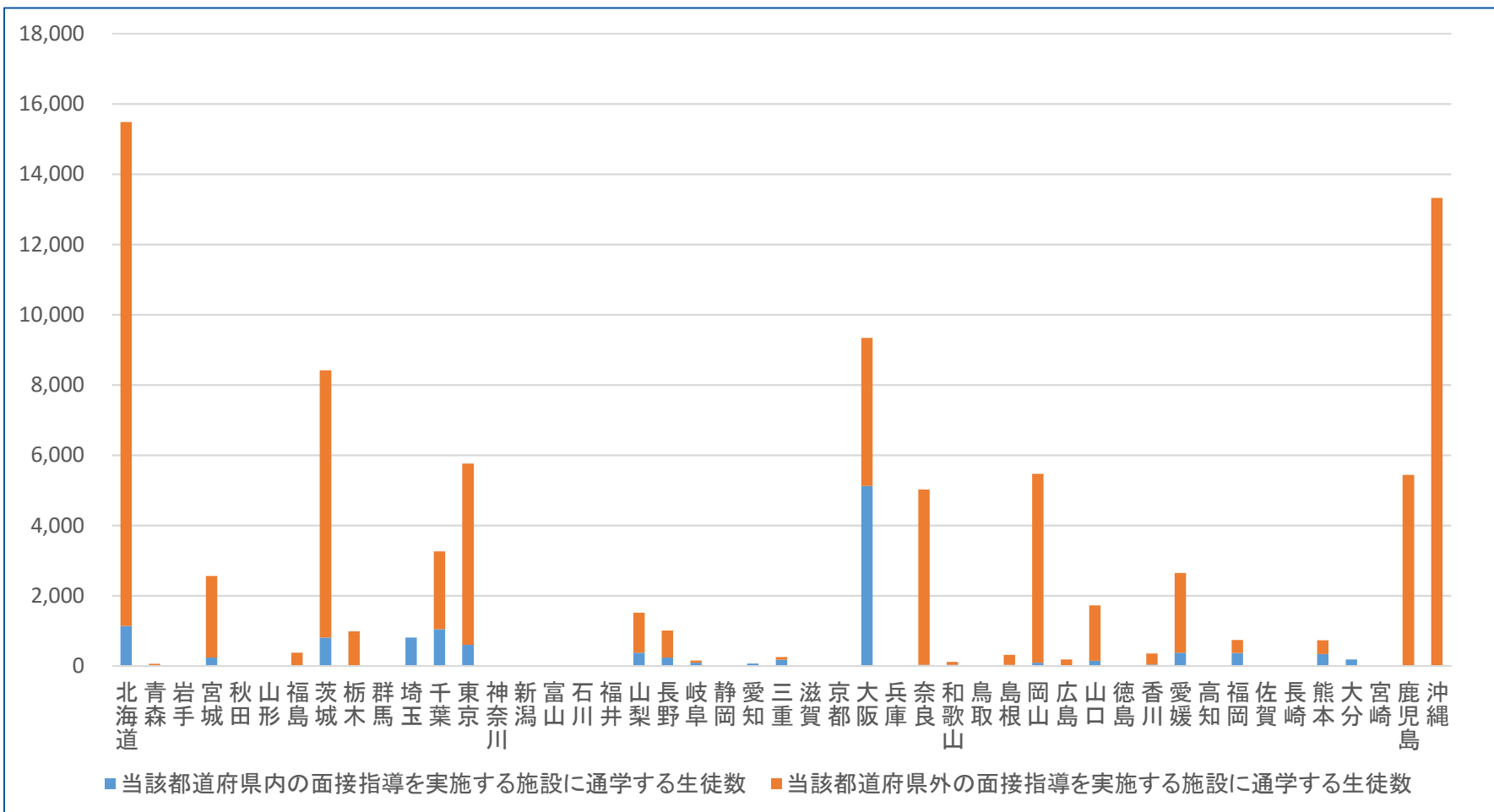
広域通信制高校が展開するサテライト施設（面接指導等実施施設）数の状況（所管する都道府県等別）

- 広域通信制高校が展開するサテライト施設数は全国で2860施設（令和元年5月1日現在）。このうち、面接指導を実施する施設数は1160施設であり、当該広域通信制高校が立地する当該都道府県内に立地する面接指導を実施する施設が102施設、当該都道府県外に立地する面接指導を実施する施設が1058施設となっている。
- 特に、愛媛県、北海道、茨城県、山梨県、東京都に所在する高校において、当該都道府県外に面接指導を実施する施設が多く設置されている



広域通信制高校が展開するサテライト施設（面接指導等実施施設）に通学する生徒数の状況（所管する都道府県等別）

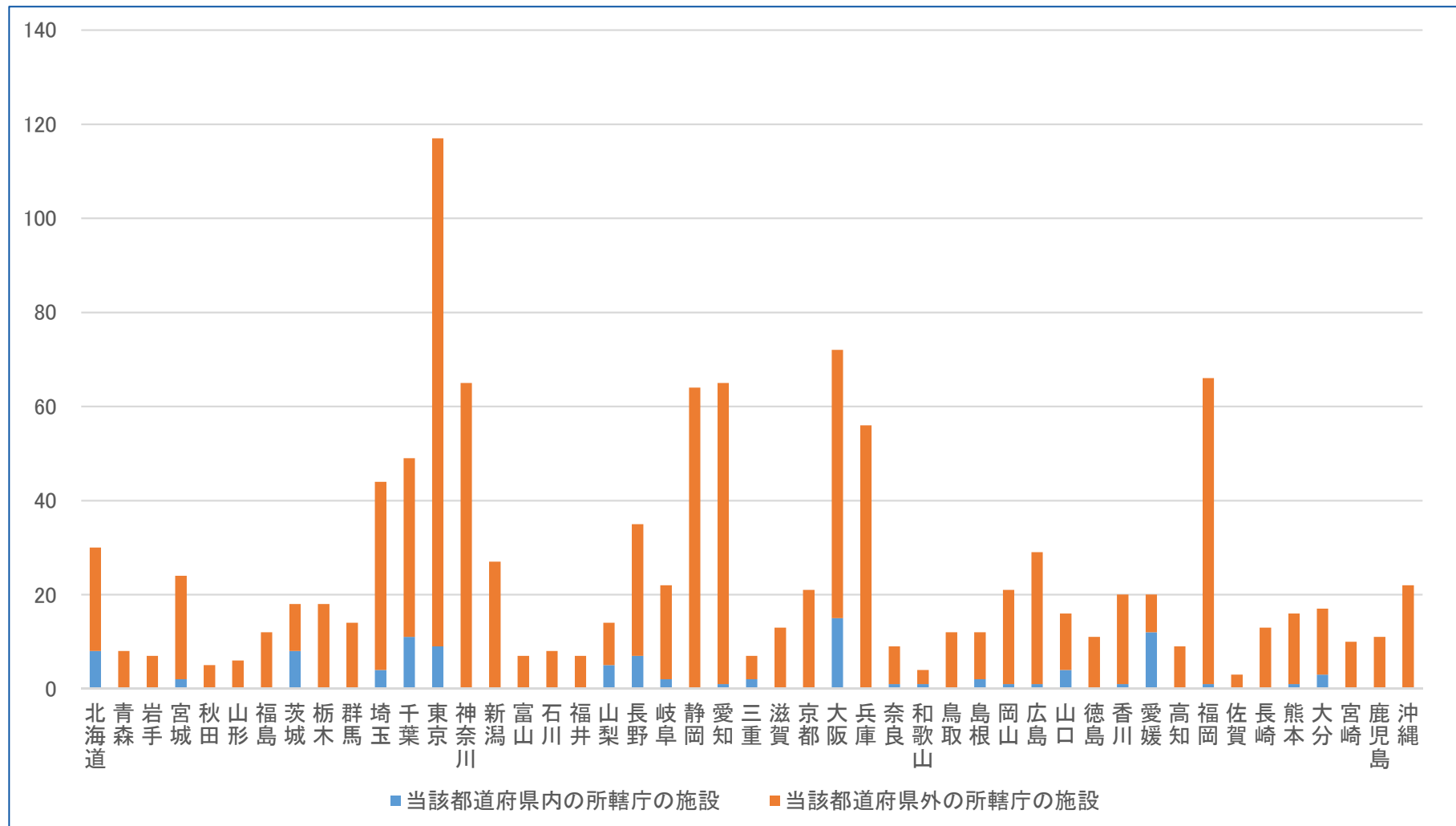
- 広域通信制高校が展開する面接指導を実施する施設に通学する生徒は、全国で約8万5千人（令和元年5月1日現在）。このうち、当該高校が所在する当該都道府県内に立地する面接指導を実施する施設に通学する生徒が1万2千人、当該都道府県外に立地する面接指導を実施する施設に通学する生徒が7万3千人となっている。
- 特に、北海道、沖縄県、茨城県に所在する高校において、当該都道府県外に立地する面接指導を実施する施設に通学する生徒が多く見られる



(出典) 文部科学省「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設一覧」(令和元年5月1日現在)より作成

広域通信制高校が展開するサテライト施設（面接指導等実施施設）数の状況（所在する都道府県別）

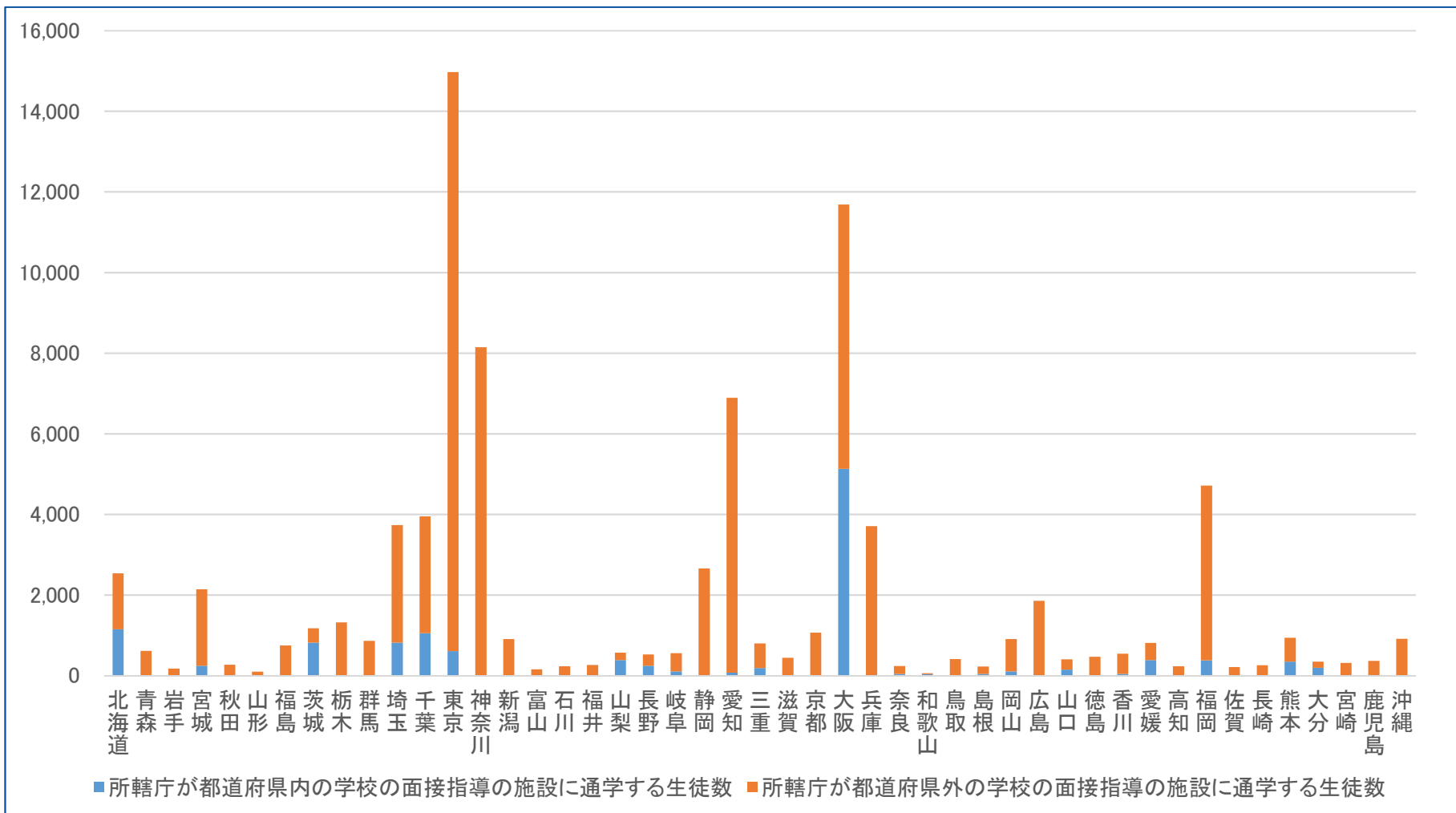
○ 広域通信制高校が展開する面接指導を実施する施設については、東京都、大阪府、神奈川県、福岡県、愛知県、静岡県などに多く設置されており、また、これらの施設については、当該都道府県外の自治体が所轄庁となっている学校の施設が大半を占めている。



(出典) 文部科学省「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設一覧」(令和元年5月1日現在)より作成

広域通信制高校が展開するサテライト施設（面接指導等実施施設）に通学する生徒数の状況（所在する都道府県別）

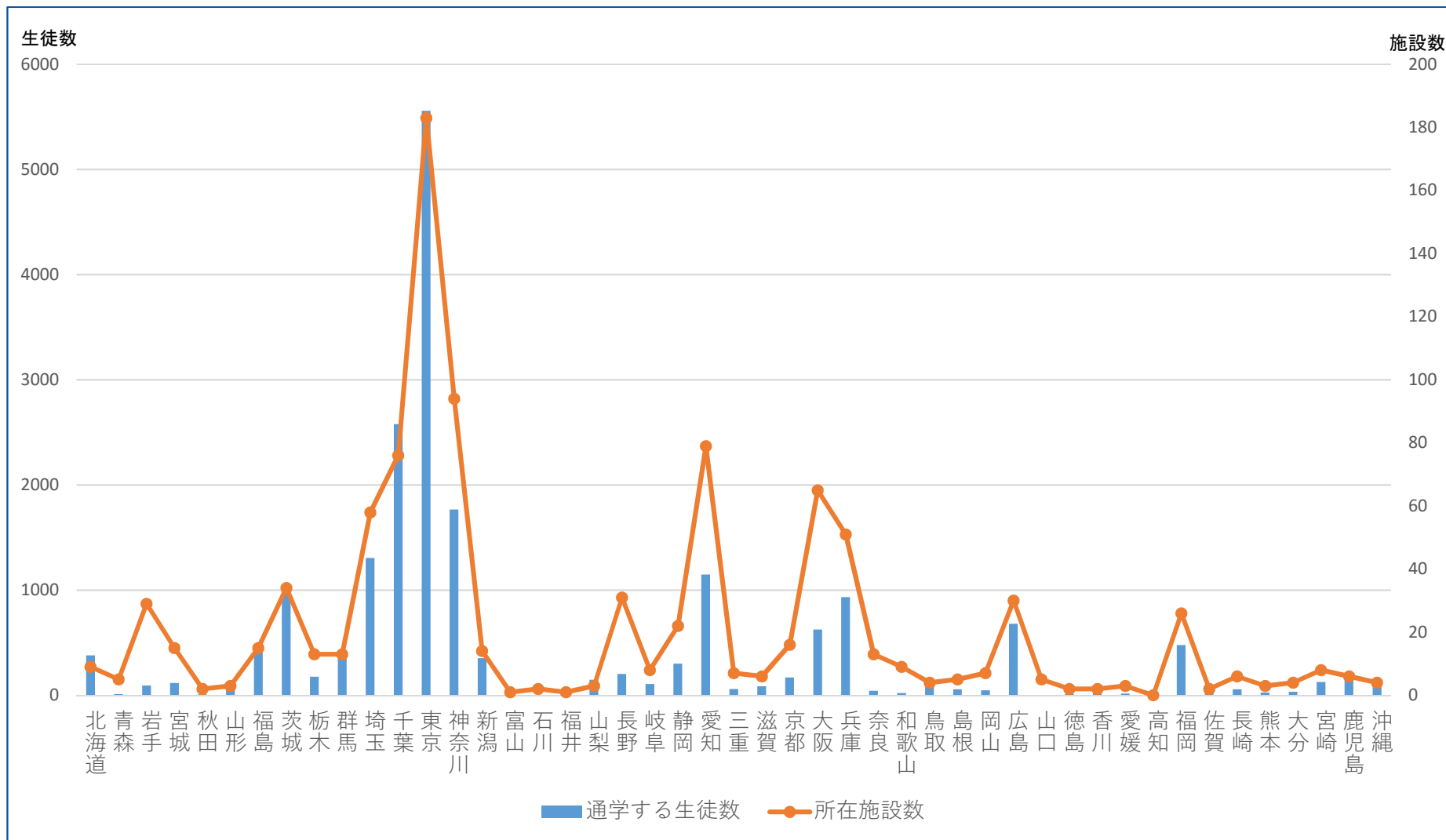
○ 広域通信制高校が展開する面接指導を実施する施設に通学する生徒数は、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、福岡県などの大都市圏に集中しており、これらの5都府県の生徒数で全国の5割以上を占めている。また、これらの施設に通学する生徒については、当該都道府県外の自治体が所轄庁となっている学校の施設が大半を占めている。



(出典)文部科学省「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設一覧」(令和元年5月1日現在)より作成

広域通信制高校のサテライト施設（添削課題等のサポートを行う提携サポート施設等）及び生徒数の状況（所在する都道府県別）

○ 広域通信制高校のサテライト施設のうち、添削課題等のサポートを行う提携サポート施設に通学する生徒は、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の首都圏の施設に通学する生徒が他地域と比較して多い状況にある。



(出典) 文部科学省「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設一覧」(令和元年5月1日現在)より作成

広域通信制高校を所轄する所轄庁の状況（平成28年時点）

① 広域通信制高校の設置認可、指導監督等の事務を執行する職員数

	1人	2人	3人	4人	5人以上
都道府県	2	2	9	9	8
認定地方公共団体	4	8	4	1	2

※ 非常勤の職員は一律で0.5人として計算し、小数点は切り上げている

② 広域通信制高校の設置認可、指導監督等に関する職員

	事務を執行する職員
都道府県	4.1人
認定地方公共団体	2.5人

※ 非常勤の職員は一律で0.5人として計算

※調査対象：平成28年時点において広域通信制高校を所轄していた都道府県（30都道府県）及び認定地方公共団体（19自治体）

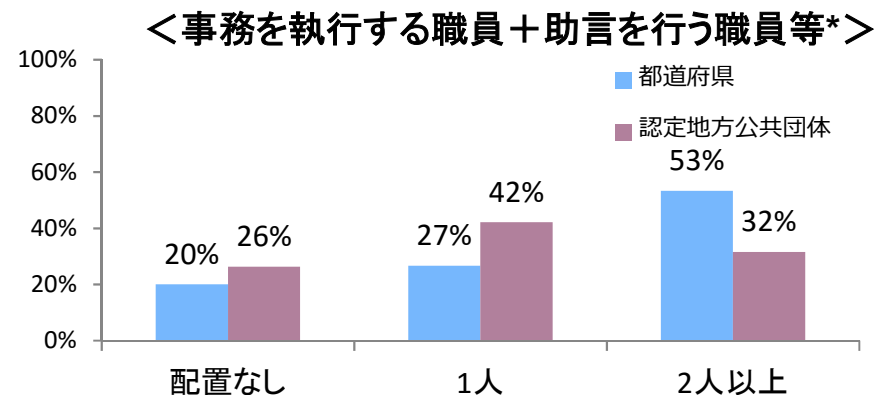
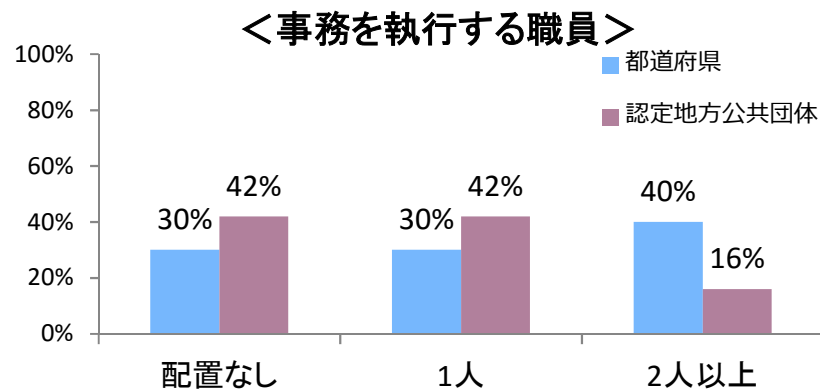
（出典）広域通信制高校に関する実態調査について（平成28年9月27日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

広域通信制高校を所轄する所轄庁の状況②（平成28年時点）

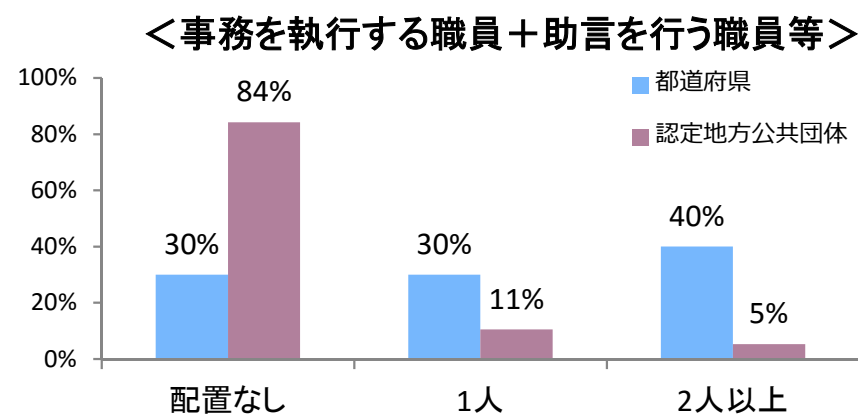
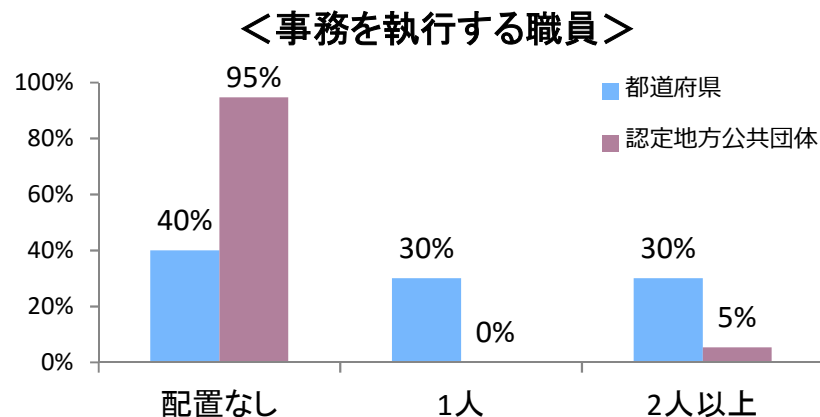
③ 教職・教育行政経験を有する者の配置

ア. 教職経験又は教育行政経験のある職員（学校種不問）

*助言を行う職員：事務の執行に対する助言を行う職員
 （例：教育委員会勤務の指導主事が知事部局の私学担当課へ助言を行う場合等）



イ. 高等学校での勤務経験、高等学校に係る教育行政経験のある職員

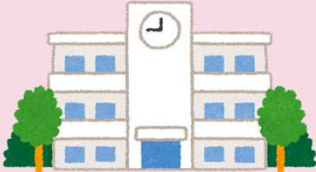


（出典）広域通信制高校に関する実態調査について（平成28年9月27日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

広域通信制高等学校の設置認可及び監督をめぐる関係

広域通信制高等学校 実施校

- ・3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施



※一部の広域通信制高校では、集中スクーリング形式により、実施校で面接指導を実施している学校もある

設置
・協力
・提携

サテライト施設

- ・面接指導や添削指導のサポート等を実施
- ・主に、当該施設が所在する都道府県内の生徒が在籍

通信教育連携協力施設	分校	本校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設（〇〇学習センター、〇〇キャンパス等）
	協力校	本校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
	技能教育施設	所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、本校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等）
	他の学校等の施設	本校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、専修学校、高等専門学校等）
	サポート施設	本校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設

学習等
支援施設

設置認可・
監督



実施校が所在する都道府県

- ・所轄庁として、広域通信制高校や面接指導等実施施設の設置認可を行う
- ・学校運営や教育活動等について監督を行う
- ・実態として、都道府県の区域を越えた施設に対して監督を行うことは物理的に困難
- ・提携するサポート施設に対する直接の監督は困難

設置認可・監督



サテライト施設が所在する都道府県

- ・現行制度においては、サテライト施設に対して行政指導等を行う権限を有しておらず関与できない
- ・当該施設の生徒数や教育活動の実態を把握すること等については、現行の権限上、困難
- ・都道府県の域内の子どもたちに対する教育活動である以上、一定の責任を持って、関与したいという意見もある

目次

1. 通信制高等学校の現状

2. 「通学コース」、サテライト施設及び所轄庁の状況

3. **通信制高校の制度変遷と近年の議論**

4. 第三者評価の現状

通信制課程に関する制度の主な変遷

	改正法令等	主な改正内容
昭和23年	学校教育法制定、中等程度通信教育実施要領に関する件(事務次官通達)、中等教育学校通信教育指導要領(試案)制定、高等学校通信教育規程を制定	高等学校は、通信による教育を行うことができる旨、規定 国語1教科にて通信教育開始。以来、順次実施科目を拡大(遠距離生徒の便、放送教育の利用により可能)。
昭和28年	定通振興法制定	
昭和30年	高等学校の通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について(事務次官通達)	通信教育の取得可能単位数の制限がなくなり、通信教育のみで高校卒業が可能に。
昭和31年	高等学校通信教育規程の改正、高等学校学習指導要領の改訂	通信教育規程において、通信教育の方法として、自学自習の上で添削指導、面接指導及び試験等を行うことを規定。学習指導要領において、実施科目・単位数、添削指導回数、面接指導時間数、特別教育活動の時間数、卒業に要する履修期間等を規定
昭和32年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、ラジオ5/10まで
昭和35年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について テレビ3/10,ラジオ5/10,あわせて6/10まで
昭和36年	学校教育法改正	通信制課程の制度化、通信制独立校・広域通信制高校の制度化(広域通信制高校については文部大臣承認制を採用)、技能教育施設制度の創設
昭和37年	高等学校通信教育規程の改正	通信教育の方法として、添削指導、面接指導及び試験に加えて、放送による指導等の方法を加えて行なうことができる旨を明記
昭和38年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数について、各年次20日間と定め
昭和45年	学校教育法改正	広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項(学校/課程の設置廃止等)に限定
	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、テレビ・ラジオそれぞれ5/10,あわせて6/10まで
昭和48年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数について、卒業までに80日間と定め
昭和53年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数の定めを削除 放送利用による面接指導時間数の減免について テレビ・ラジオそれぞれ6/10,あわせて8/10まで

通信制課程に関する制度の主な変遷②

	改正法令等	主な改正内容
昭和58年	学校教育法改正	広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ
昭和63年	学校教育法施行規則改正	単位制の導入
昭和63年	学校教育法改正、学校教育法施行規則改正 (平成元年)	定時制・通信制課程の修業年限を「4年以上」から「3年以上」へ弾力化 技能教育施設を「大臣」から「都道府県教育委員会」指定 修業年限を定めるに当たって勤労青年への配慮を規定
平成15年	高等学校学習指導要領の改訂	「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加。
	構造改革特区法改正	株式会社立学校の制度化
平成16年	高等学校通信教育規程改正	設置基準の大綱化(生徒数に応じた教員増等の基準を削除、都道府県において設定) 「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加
平成18年	高等学校通信教育規程改正	他の学校等の施設及び設備の使用を可能に
平成21年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、各メディア6/10、複数あわせて8/10まで
平成25年	構造改革特区法基本方針改正	株立学校の設置に係る大臣の同意要件を明確化
平成28年	高等学校通信教育の質の確保・向上のための ガイドラインの制定	
平成30年	学校教育法施行規則改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂	面接指導施設等を学則記載事項に追加 メディア減免について配慮事項の明確化
令和3年	学校教育法施行規則改正、高等学校通信教育規程改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂	通信教育実施計画の策定・公表、同時に面接指導を受ける人数を40人以下に サテライト施設の法的位置づけの明確化(通信教育連携協力施設) 情報の公表の義務化 等

高等学校通信教育課程の弾力化・大綱化（平成16年）

改正のポイント

地域の実情等に応じた特色ある高等学校づくりの取組を更に促進する観点から、高等学校通信教育課程を通信制高等学校を設置するために必要な最低の基準として明確化

教育条件の確保に関する平成16年改正の主な改正点

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p><u>2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。</u></p> <p><u>3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p>
<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、<u>二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。</u></p>	<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程の規模は、<u>通信制の課程の収容定員が三百人以上を下らないものとする。</u></p>

(※)平成16年及び同年以降の改正を踏まえた現行の規定(令和3年3月改正を含む。) 35

高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化（平成16年）

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>	<p>(教諭等及び事務職員の数等)</p> <p>第五条 実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)(以下「教員」という。)の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。</p> <p>一 通信制の課程の生徒の数(以下「生徒数」という。)が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>二 生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>三 生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事務職員の数)</p> <p>第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 実施校において通信制の課程の事務に従事する専任の事務職員の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。</p> <p>一 生徒数が三百人から五千人までの場合は、二人に、生徒数が三百人をこえて四百人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>二 生徒数が五千一人以上の場合は、十四人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数</p>
<p>(施設及び設備の一般的基準)</p> <p>第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	

高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化（平成16年）

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(校舎の面積)</p> <p>第八条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、<u>一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(校舎の面積)</p> <p>第七条 独立校の校舎の面積は、<u>一、二五〇平方メートルを下つてはならない。ただし、前条第四項の規定により、他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の教育の用に供する施設を兼用する独立校にあつては、この限りでない。</u></p>
<p>(校舎に備えるべき施設)</p> <p>第九条 実施校の校舎には、<u>少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</u></p> <p>一 教室(普通教室、特別教室等とする。)</p> <p>二 図書室、保健室</p> <p>三 職員室</p> <p>2 <u>前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第六条 実施校の校舎には、<u>通信教育の用に供する次の各号に掲げる施設を備えなければならない。</u></p> <p>一 教頭室(通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)にあつては、校長室)、会議室、教員室</p> <p>二 事務室、教材等保管室</p> <p>三 普通教室、特別教室</p> <p>四 図書室、展示室</p> <p>五 保健室、休養室</p> <p>六 生徒集会室</p> <p>2 <u>前項第一号から第五号までに掲げる施設については、やむを得ない事情がある場合で教育上支障がないときは、各号に掲げる一の施設をもって当該各号に掲げる他の施設に兼用することができる</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(校具及び教具)</p> <p>第十条 実施校には、<u>学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</u></p>	<p>(設備)</p> <p>第八条 実施校には、<u>通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本その他の校具を備えなければならない。</u></p>

高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化（平成18年）

平成18年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成18年改正前の規定
<p>(他の学校等の施設及び設備の使用)</p> <p><u>第十一条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第九条第四項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。</u></p>	

(※)平成18年改正及び同年以降の改正を踏まえた現行の規定(令和3年3月改正を含む。)

高等学校通信教育課程の弾力化・大綱化の影響

高等学校通信教育課程の改正の影響を分析した研究

内田康弘、神崎真実、土岐玲奈、濱沖敢太郎「なぜ通信制高校は増えたのか —後期中等教育変容の一断面」
(教育社会学研究第105集(2019年)より)

1. 分析対象:平成28年時点で存在する私立通信制高校のうち、平成4年から平成28年までに開校した154校
(自治体に情報開示請求を行い、設置認可申請書類をもとに分析)
2. 教員定数に関する通信教育課程改正(平成16年)の影響
開示された文書において分析が可能であった127校のうち、
 - ①平成16年までに設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は91%(51校)
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が9%(5校)
 - ②平成17年以降に設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は42%(30校)
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が58%(41校)
3. 校地・校舎の要件に関する通信教育課程改正(平成18年)の影響
開示された文書において分析が可能であった140校のうち、
 - ①平成16年までに設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は80%(64校)
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が20%(16校)
 - ②平成17年以降に設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は68%(41校)
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が32%(19校)
※借用を行っている学校を旧規程の基準を満たさない学校としている

通信制高校をめぐる最近の国の取組

【平成27年】

- ・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚
- ・ 文部科学省において「広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース」の設置(12月)

【平成28年】

- ・ 「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」の策定(3月)
- ・ 「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の設置(6月)
- ・ 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定、通知(9月)

【平成29年】

- ・ 構造改革特区基本方針の改正(1月)【文科大臣同意要件の明確化】
- ・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での点検調査の開始(2月)
- ・ 「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について」(広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ)(7月)

【平成30年】

- ・ 「ガイドライン」の改訂、学習指導要領の改訂、学校教育法施行規則の改正(3月)【面接指導施設等を学則記載事項に追加、メディア減免について配慮事項の明確化】
- ・ 高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアルの策定、所轄庁に郵送(3月)

【令和元年】

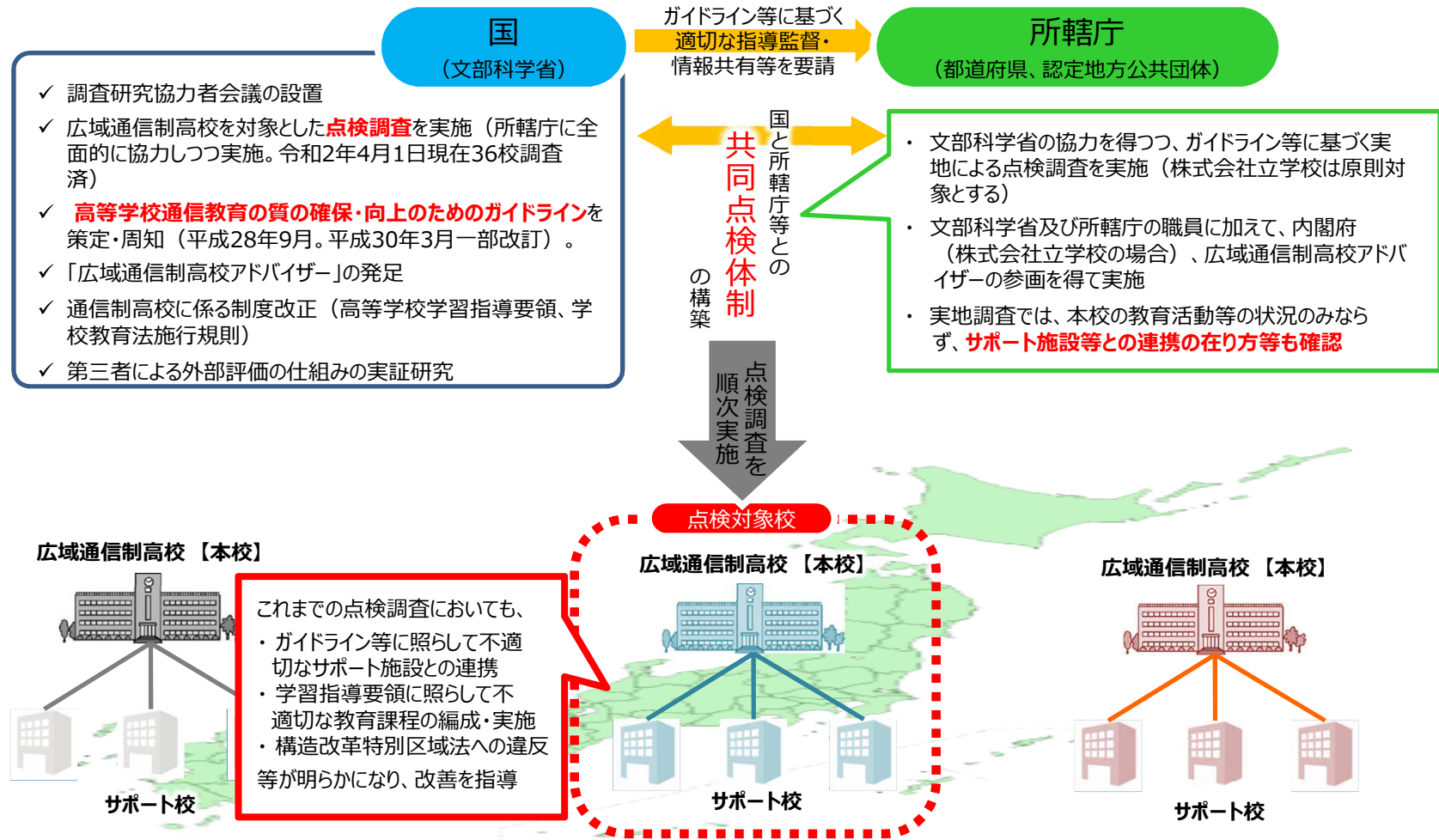
- ・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の設置(10月)

【令和3年】

- ・ 中央教育審議会答申(1月)、「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」(2月)
- ・ 学校教育法施行規則の改正、学習指導要領の改訂、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の改訂(3月)

広域通信制高校の質の確保・向上に向けた方策

- ▶ 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- ▶ 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、「**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**」の策定や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。



通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ (令和3年2月25日) 概要

- 時代の変化・役割の変化に応じて多様な生徒が在籍する実態を踏まえ、**通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、以下の対応方策を通じて、高等学校通信教育の質保証の徹底を図る。**

①教育課程の編成・実施の適正化

○「通信教育実施計画」(仮称)の策定・明示

各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画やその実施予定内容等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」(仮称)を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示するよう義務付ける。

○面接指導の意義及び役割等の明確化

面接指導の意義及び役割を踏まえ、ガイドラインの改訂等により、面接指導は少人数で行うことを基幹とすること、集中スクーリングで1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等にも観点別学習状況の評価を実施すること、試験の時間及び時期を適切に定めること等の事項を明確にする。

②サテライト施設の教育水準の確保

○実施校の責任下でのサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底

実施校は各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を実地調査や連絡会議等により適切に把握・管理するとともに、各サテライト施設の教育活動等に関する情報開示を実施することを求める。

○面接指導等実施施設として備えるべき教育環境の確保

面接指導や試験等を実施する施設(面接指導等実施施設)について、どの都道府県が設置認可する施設であっても高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境を共通に確保するため、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、面接指導等実施施設に求められる共通の基準に関し必要な措置を講ずる。

③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

○多様な生徒に応じた教育相談体制の充実

在籍生徒の若年化・多様化している実態を踏まえ、ガイドラインの改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めること等を明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進等を図る。

○きめ細かな指導・支援を実現するための教員配置

面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置すべきであることを明確化する。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講ずる。

④主体的な学校運営改善の徹底

○学校評価・自己点検の徹底

法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底を図るとともに、第三者評価を推進。さらには、ガイドラインを踏まえた共通のフォーマット「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表を求める。

○情報開示の徹底・好事例の創出共有

教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付ける。さらに、各学校が互いによりよい通信教育を主体的に研究するため、高等学校通信教育研究協議会等の場を設ける。また、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用する好事例の創出・共有を図るため、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象にした実証研究を実施する。

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

3

高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

4

多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで36校に対して実施）。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

○教育課程の編成・実施に関する主な事案

- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施であった事例、面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 複数の科目の面接指導について、一人の教員が同一の教室で同一の内容で実施していた事案
- ・ 総合的な学習の時間の面接指導と特別活動の面接指導を同一時間帯に同一内容で行い、それぞれの時間数として算定していた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認せず、生徒の履修状況を適切に確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施していた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事案、試験を1科目20分で行う事案
- ・ 面接指導時に感想文の提出をもって添削指導としていた事案、面接指導の際に添削指導を行っている事案
- ・ 総合学科であるにも関わらず、専門教科・科目の開設がなされていなかった事案

○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ 提携する民間サポート施設を当該高校の施設のように表現し、当該高校への入学も民間サポート施設任せにしていた事案
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事案

○学校の管理運営に関する主な事例

- ・ 学校教育法施行規則に定める表簿が適切に備えられていなかった事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえて、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要
- 高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換
- 社会経済の変化や令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要
- 生徒が高等学校在学中に主権者の1人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

- ① **各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）**
 - 各設置者は、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確化する形で再定義
- ② **各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）**
 - 各学校はスクール・ミッションに基づき、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針（スクール・ポリシー）を策定・公表
 - 教育課程や個々の授業、入学者選抜等について組織的かつ計画的な実施とともに不断の改善が必要
- ③ **「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）**
 - 「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置
 - 新たな学科における教育課程においては、学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築、コーディネーターの配置
- ④ **産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）**
 - 地域の産官学が一体となり将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理、それに基づく教育課程の開発・実践、教師の資質・能力の向上と施設・整備の充実
 - 高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進、3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討
- ⑤ **新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進**
 - 多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開するため、教科・科目等とのつながりや2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメント、ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化による他校の科目履修を単位認定する仕組みの活用、外部人材や地域資源の活用の推進
- ⑥ **高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供**
 - 特色・魅力ある教育活動のため、地域社会や高等教育機関等の関係機関との連携・協働が必要
 - 各学校や地域の実情に応じ、コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築
 - 複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様なプログラムを開発・共有し、全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取組の促進

(3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

- ① **専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援**
 - SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
 - 多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に活用した指導・評価方法の在り方等の検討
- ② **高等学校通信教育の質保証**
 - 通信教育実施計画の作成義務化、面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底

(4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- 文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- 小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- 高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育に取り組むとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあつた探究学習を充実

(5) 高等専修学校の機能強化

- 国による教育カリキュラムの開発、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築支援、好事例の収集・分析・周知

(参考) 通信制高校に関する関係答申

教育再生実行会議第十二次提言(令和3年6月3日)

- 国は、学習の遅れのみられる児童生徒にはより重点的な指導を行ったり、学習進度の速い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりするなど、オンラインを活用した授業の好事例を示す。また、必要に応じて、学年・学校段階を超えた学びが許容されることを周知する。高等学校においては全日制・定時制・通信制の課程を超えた学びも促進するとともに、それらの在り方についても検討する。

初等中等教育段階においては、学校の「集う機能」に特に存在意義があり、対面での学びが基本です。一方、社会の急激な変化や技術の進展、国際的な潮流等を踏まえれば、対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方を今後更に掘り下げて議論することも必要であると考えます。

(略)

これらの取組を進めていくため、今後とも、教育の質の保証を前提とした上で、更なる規制の在り方の見直しなどの改革が必要であると考えます。例えば、遠隔・オンライン教育の内容や方法の開発状況を考慮するとともに、対面指導の重要性や通信教育の質保証の観点等を踏まえ、高等学校の全日制・定時制・通信制の区分や早期卒業に関する制度の在り方、大学におけるオンライン授業の単位数上限などの在り方についても検討すべきです。

規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日 規制改革推進会議)

イ デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し

<基本的考え方>

大学と同様、高校においても、デジタル技術を活用することによる質の向上を図ることができるとともに、オンライン教育等の活用により、従来の通信制教育を一層高めていくことが必要になる。

人的・経済資源の充実及び多様化に向けて、高校の教育現場における独自性を発揮できるよう、以下の事項についてその在り方を検証し、教育の質保証に留意しながら抜本的に見直すべきである。

<実施事項>

デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通信制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直していく必要がある。したがって、「校舎の面積」(「高等学校設置基準」第13条、「高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)」第8条)、「運動場の面積」(「同基準」第14条)、「校舎に備えるべき施設」(「同基準」第15条「同規程」第9条)、「その他の施設(体育館)」(「同基準」第16条)について、各要件の根拠を明確にするとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。

(参考) 通信制高校に関する関係閣議決定

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)

○ 広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化

広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※ 地方分権改革については、自治体からの地方分権に関する提案を内閣府が毎年募集。自治体から提案があった事項について関係府省庁が検討を行い、対応方針を閣議決定

※ 上記の対応方針については、知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とする旨の提案があり、検討を行ったもの

高等学校における教育の質確保・多様性への対応 に関する調査研究

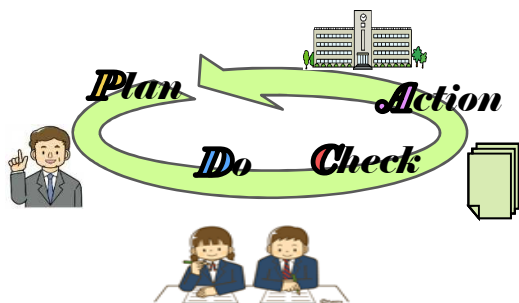
令和4年度概算要求 0.6億円
(前年度予算額 0.4億円)



高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程における教育の質を確保するためのPDCAサイクルの構築や、多様な学習ニーズに応じた学びの実現、ICTを効果的に活用した新時代の学びの充実等が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

①PDCAサイクルの構築

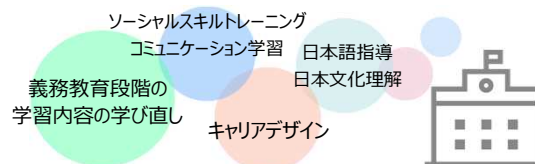
全日制・定時制・通信制課程において、「高校生のための学びの基礎診断」等を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルを確立するための調査研究を行う。



②多様性に応じた新時代の 学びの充実支援事業

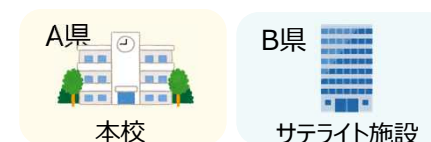
多様な高等学校制度を生かし、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えた学習プログラムモデルを検討するとともに、多様な学習ニーズに応じICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。

～ 多様な学習ニーズに応じた学習プログラムの検討 ～



③広域通信制高校の質保証

所轄庁による広域通信制高校への指導監督の実態を分析するとともに、主体的な点検調査の在り方について、調査研究を行う。また、広域通信制高校において、都道府県の区域を超えて活動するサテライト施設等に対して、所轄庁による適切な指導監督を促進するため、広域通信制高校が設置する都道府県の区域を超えたサテライト施設等の質担保のための都道府県間のプラットフォームを構築・運営する。【R4拡充】



対象
校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・③民間企業等
- ②国公立の高等学校等

箇所数
単価
期間

- ①1箇所 年間600万円/箇所 1年
- ②6箇所 年間450万円/箇所 原則3年
- ③2箇所 年間700万円・1,100万円/箇所 1年【R4拡充】

委託
対象経費

- ①PDCAサイクルの調査に必要な経費
- ②カリキュラム開発等に必要な経費
- ③点検調査やプラットフォーム構築等に必要な経費

単位修得にあたっての全日制・定時制と通信制の違い

1単位を修得するに必要となる学習

(1) 全日制・定時制の場合

- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算
⇒ 50分×35単位時間の学習量が必要

(2) 通信制の場合(国語、地理歴史、公民及び数学の場合)

- ・ 自学自習

+

添削指導(3回)

+

面接指導(1単位時間(50分))

+

多様なメディアを利用した指導 ※面接指導時間の減免が可能

- ⇒ 法令上の学習量の定めは、添削指導(3回)と面接指導(50分)であり、基本は自学自習により学習を実施

目次

1. 通信制高等学校の現状

2. 「通学コース」、サテライト施設及び所轄庁の状況

3. 通信制高校の制度変遷と近年の議論

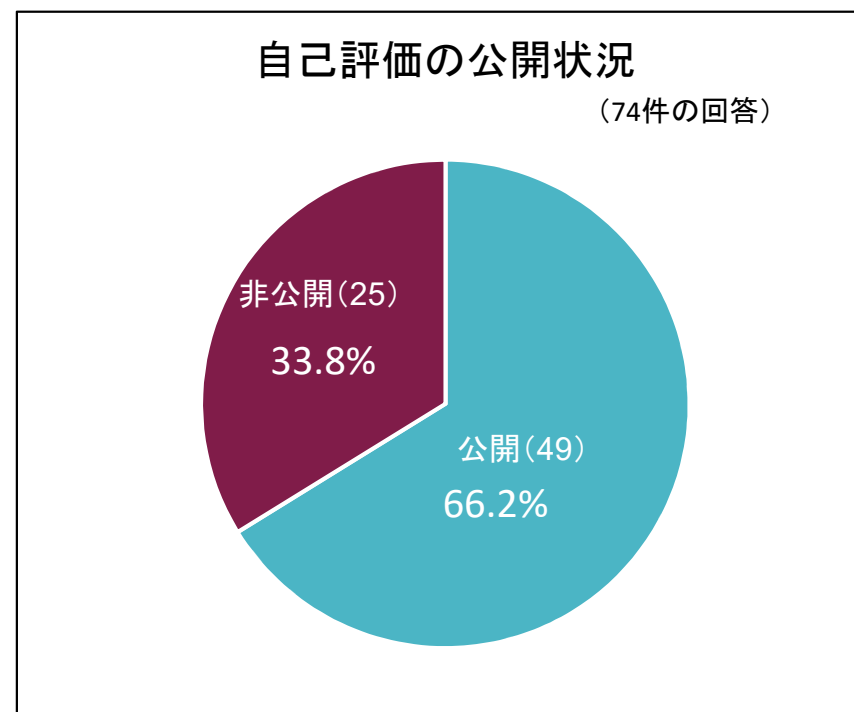
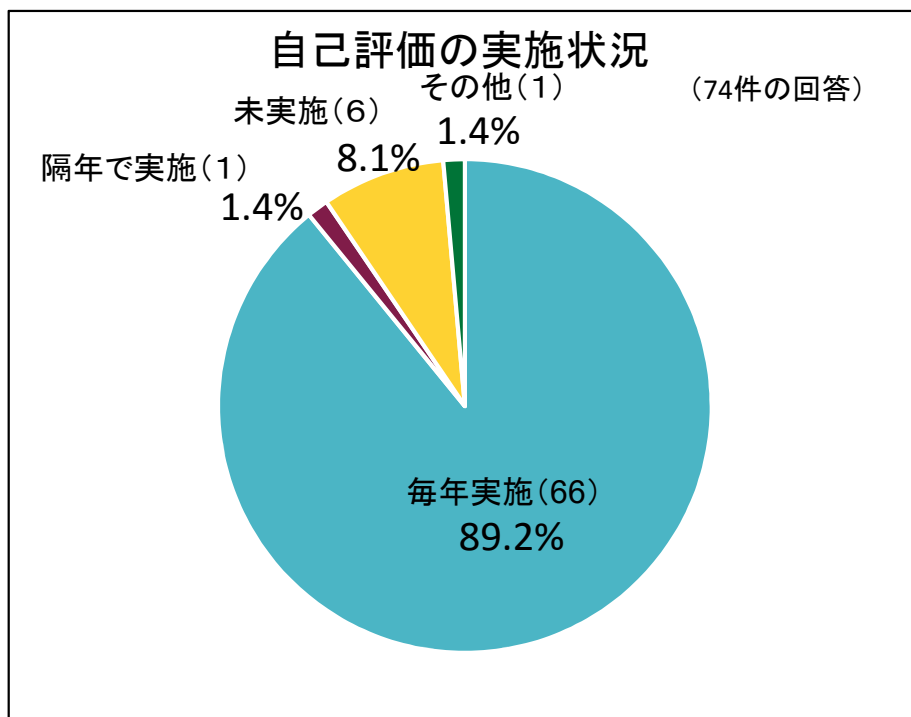
4. 第三者評価の現状

通信制課程における第三者評価の現状

令和2年度 文部科学省委託調査研究の結果より

- 委託先: 特定非営利法人全国通信制高等学校評価機構
- 調査研究名: 第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質の確保・向上に関する研究
- 調査対象: 通信制課程を有する高等学校 255校にアンケート調査を実施し、74校から回答

(1) 自己評価の状況

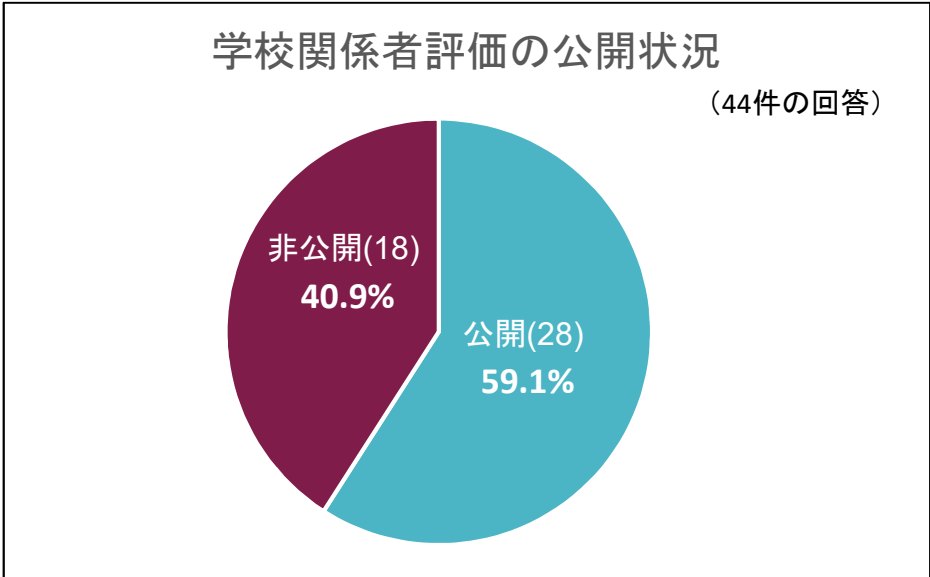
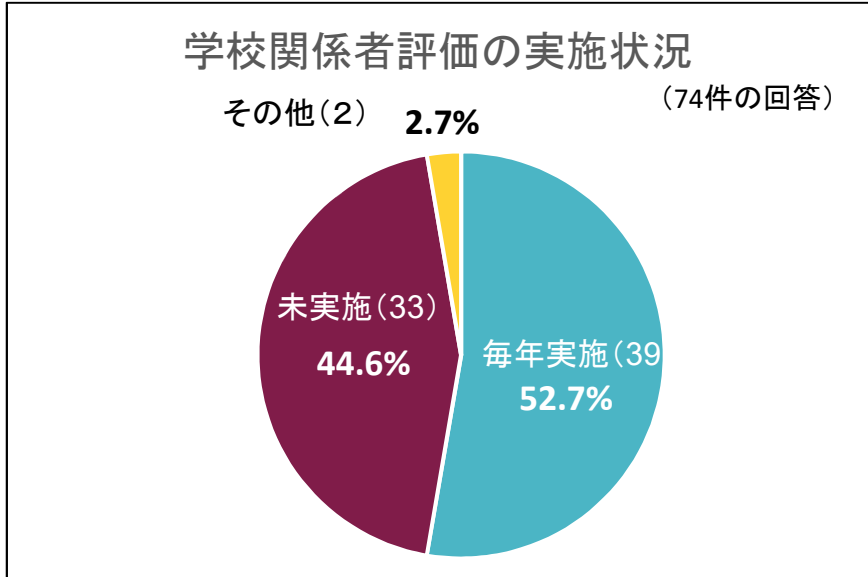


【自己評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・何かあればすぐに意見を言い合ったりしている
- ・自己評価の人的体制が整っていない
- ・職員数が少ないため、職員会議等で各項目の話し合いを行っている

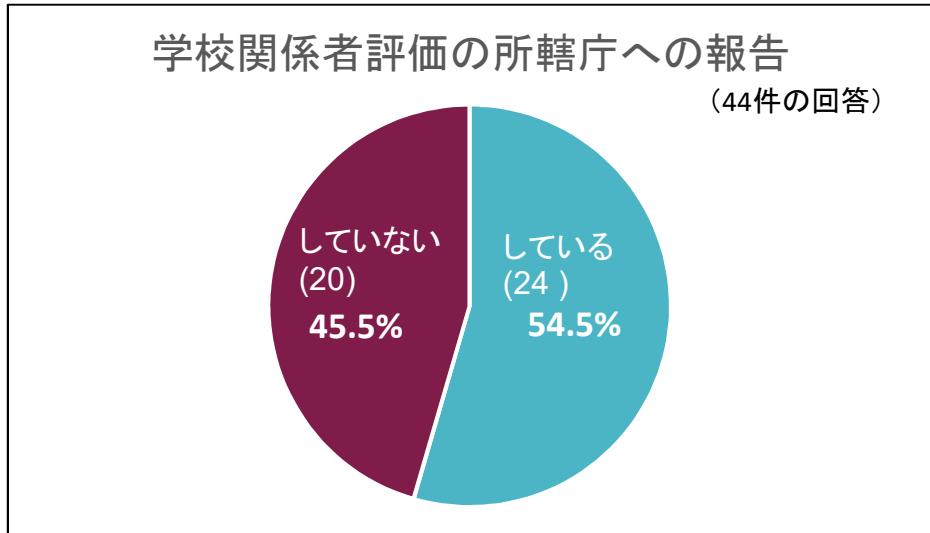
通信制課程における第三者評価の現状

(2) 学校関係者評価の状況



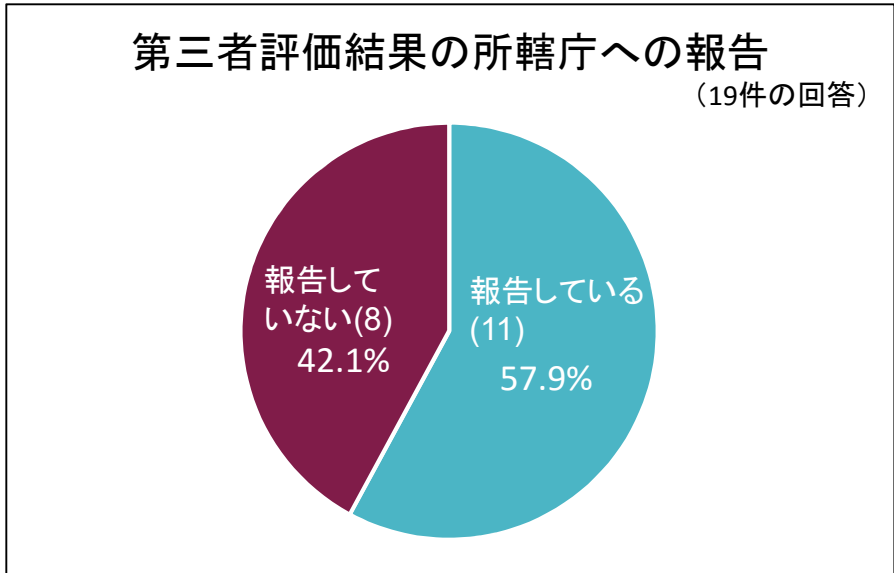
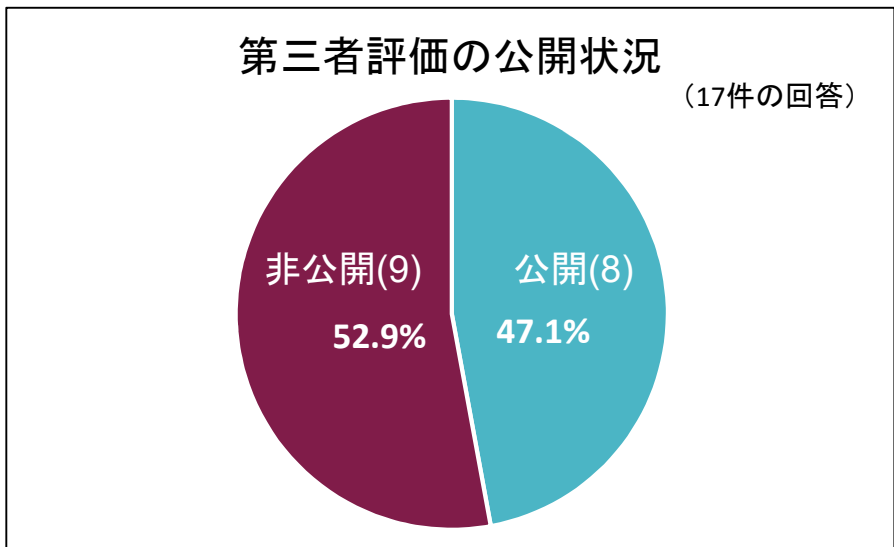
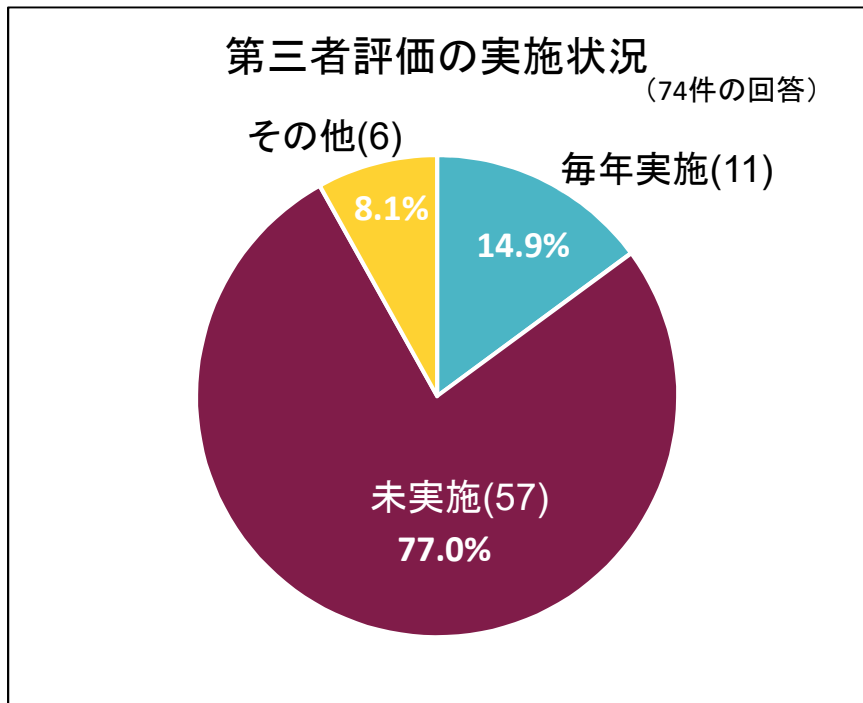
【学校関係者評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・ 学校関係者評価を行う体制がない、評価する人的体制が整っていない
- ・ PTAがないため
- ・ 何かあるたびに話し合っている
- ・ 併設している全日制課程で実施している
- ・ 町の審議会が行っている認識である
- ・ 執行部の判断で現在まで実施していない
- ・ 努力義務であるため



通信制課程における第三者評価の現状

(3) 第三者評価の実施状況



【第三者評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・ 現状では必要性を感じない
- ・ 学校関係者評価で十分である
- ・ 法令上の義務でないため
- ・ 構成員の選出に苦慮する
- ・ 第三者評価を行う体制が整っていない
- ・ 人的時間的に実施が難しい
- ・ 信頼できる第三者がない、第三者評価を行う組織がない

通信制課程における第三者評価の現状

3. 第三者評価の実施状況

